

令和7年度版

清掃行政の概要

令和6年度報告



綾 瀬 市

令和8年3月

目 次

1	人口と世帯数の推移 1	10 条例等 (条例等については、発行時点での最新のものになっています。) 31 ~ 56
2	清掃事業の沿革 2 ~ 9	綾瀬市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例 31 ~ 36
3	組織 10	綾瀬市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例 施行規則 36 ~ 39
4	予算・決算 11 ~ 14	綾瀬市リサイクルプラザ条例 40 ~ 42
5	廃棄物処理事業 15 ~ 23	綾瀬市リサイクルプラザ条例 施行規則 42 ~ 43
	現況 15	綾瀬市資源回収事業実施要綱 43 ~ 46
	総排出量等の推移 15 ~ 17	綾瀬市粗大ごみ取扱業務実施要綱 47 ~ 48
	リサイクル事業 18	綾瀬市リサイクルプラザ運営委員会設置要綱 49
	不法投棄 19	綾瀬市生ごみ処理容器補助金交付要綱 50 ~ 52
	動物死体処理 19	綾瀬市違反ごみ監視カメラシステムの運用に関する要綱 52 ~ 54
	美化運動 20	綾瀬市開発行為に関する指導要綱（抜粋） 54
	資料 21 ~ 23	綾瀬市開発行為に関する指導要綱細則（抜粋） 54 ~ 55
6	一般廃棄物処理業者 24	綾瀬市ごみ収集ネットボックス購入費補助金交付要綱 55 ~ 56
7	し尿処理事業 25 ~ 27	
	現況 25	
	処理別世帯等 26	
	処理量の推移 27	
8	高座清掃施設組合 28	
9	リサイクルプラザ 29 ~ 30	

1 人口と世帯数の推移

各年度4月1日現在

年 度	人 口 (人)	世 帯 数 (世帯)
平成26年度	83,893	32,901
平成27年度	83,882	33,150
平成28年度	84,483	33,525
平成29年度	84,309	33,899
平成30年度	84,039	34,195
令和元年度	84,411	34,779
令和2年度	84,396	35,281
令和3年度	83,478	34,852
令和4年度	83,210	35,010
令和5年度	83,100	35,435
令和6年度	82,767	35,734

上記の人口と世帯数は国勢調査を基数とし、以後の住民基本台帳と外国人登録の増減を加減して推計されたものです。

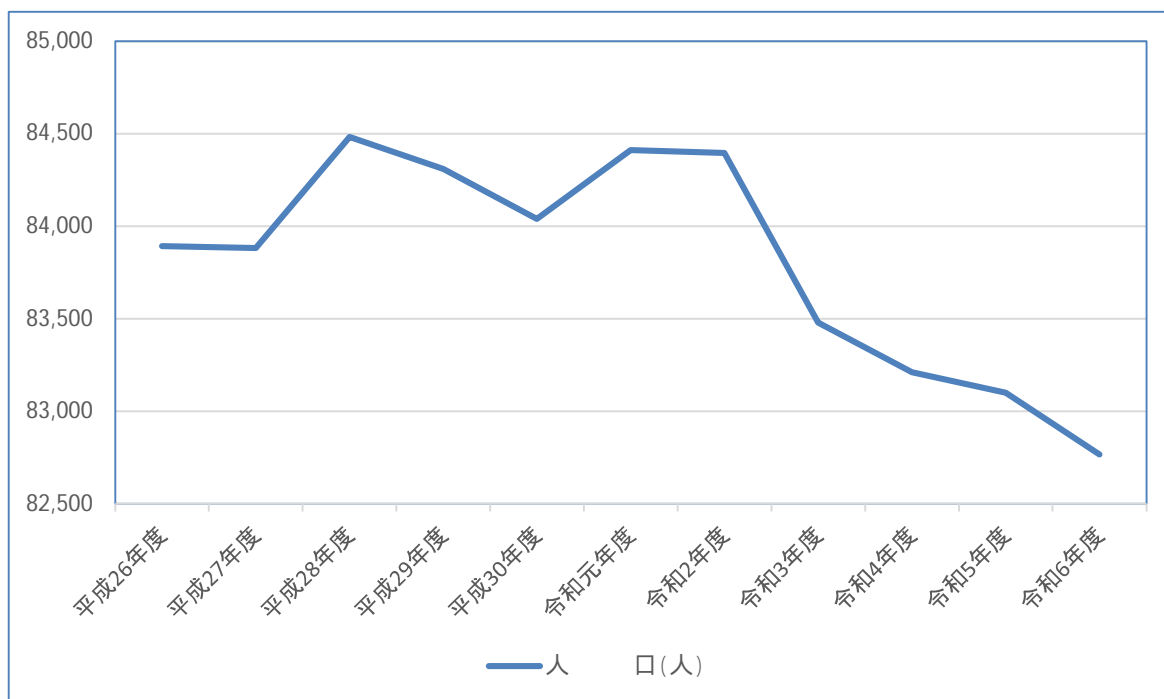


図 1 人口の推移 (各年度、4月1日現在の数値) (単位:人)

2 清掃事業の沿革

区分 年	し 尿	ご み	全 般
昭和38年度			三町（海老名・座間・綾瀬）で一部事務組合高座三町清掃処理組合（現：高座清掃施設組合）設立（12月）
昭和39年度	町内に三社の自営収集業者が発足		綾瀬町清掃条例施行
昭和41年度		人口密集地における収集を試験的に開始 混合収集 1回/週	（処理組合） し尿処理施設嫌気性消化活性汚泥法処理方式80kℓ/日（11月）
昭和42年度	広域行政（高座三町清掃処理組合）による収集事業の直営化	早川地区を除く全域収集の開始 可燃ごみ 2回/週 不燃ごみ 1回/週	（処理組合） ごみ処理施設固定バッチ炉 50t/日
昭和43年度		全域収集開始	
昭和44年度	収集部門のみ各町に分離（10月）		
昭和46年度		可燃ごみ 3回/週 不燃ごみ 2回/週	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行（処理組合） ごみ処理施設全連動焼却炉 120t/日（7月） 高座清掃施設組合に名称変更（11月）
昭和47年度			（施設組合） し尿処理施設嫌気性消化活性汚泥法処理方式150kℓ/日（3月） 綾瀬町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の施行（7月）
昭和48年度	全車にホース自動巻取機を装着 作業能率低下対策として市内本蓼川に中継所を設け中継方式採用		
昭和49年度			（施設組合）ごみ処理施設 粗大ごみせん断破碎（併用）方式 50t/5H（3月）
昭和51年度	し尿処理手数料改正 人頭（1人）・従量（36）50円 100円		
昭和52年度		作業能率低下対策として市内本蓼川に中継所を設け中継方式採用	（施設組合） ごみ処理施設全連続流動床焼却炉 120t/日（10月）
昭和53年度			手数料一部改正
昭和54年度		不燃ごみ 1回/週	
昭和57年度			（施設組合） し尿処理施設改造 120kℓ/日・170kℓ/日（3月）

区分 年	し 尿	ご み	全 般
昭和59年度		寺尾自治会4・5区をモデル地区に定め資源化分別収集を導入（2月）1回/3週	（施設組合） ごみ処理施設全連続流動床焼却炉 150t/日（3月）
昭和60年度		寺尾自治会で段階的に資源化分別収集を導入（7月）	
昭和61年度		資源化分別収集導入 蓼川・綾西自治会（2月） 大上自治会（4月） 小園自治会（10月） 上土棚自治会（11月）	
昭和62年度		資源化分別収集導入 吉岡・早川自治会（1月） 落合・中村自治会（11月）	公共下水道一部供用開始
昭和63年度	交通事情の悪化により中継方式廃止	上深谷自治会（1月）を最後に市内全域資源化分別収集導入	
平成元年	公共下水道の普及により収集体制の見直しを図る。（5地区割を4地区割に変更）		（施設組合） し尿処理施設改造 110kℓ/日 浄化槽汚泥処理施設改造 130kℓ/日（3月）
平成 2年度		アルミ、紙類資源化分別収集開始 交通事情の悪化により中継方式廃止	
平成 3年度			再生資源の利用の促進に関する法律施行 廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正
平成 4年度		牛乳パック資源化分別収集開始	（施設組合） ごみ処理施設全連続流動床焼却炉 200t/日（3月）
平成 6年度	公共下水道の普及により収集体制の見直しを図る。（4地区割を3地区割に変更）		
平成 7年度		粗大ごみコール制導入	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行
平成10年度		透明・半透明ごみ袋導入 ペットボトル資源化分別収集開始	（施設組合） 高座清掃施設組合廃棄物処理手数料改定（4/1～ 1kgにつき18円 15円）

区分 年	し 尿	ご み	全 般
平成12年度			リサイクルプラザ開設（7月）
平成13年度			家電リサイクル法施行に伴い家電四品目（テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫）を引取り対象外品とする。
平成14年度		ミックスペーパー保管袋を作成し分別の徹底を図る。（7月） 容器包装プラスチック分別収集開始（11月）	
平成15年度		容器包装プラスチック・ペットボトルを週1回収集に変更（8月）	パソコンメーカーによるリサイクルシステム開始 家庭系パソコンを引取り対象外品とする。 （施設組合） 高座清掃施設組合廃棄物処理手数料改定（4/1～1kgにつき21円 18円）
平成16年度			二輪車メーカーによるリサイクルシステム開始 オートバイを引取り対象外品とする。
平成17年度		廃棄物処理手数料（粗大ごみ）改定（12月）（戸別回収500 700円/セット 直接搬入 無料 300円/セット） 粗大ごみ・資源物直接搬入変更（火～日 火～土 2tを超える車及び営業ナンバー車の搬入規制）	市長による緊急アピール『あやせカワセミ大作戦』（9月） カラス対策用黄色ネット（70g）配付 資源とごみの分け方・出し方（分別ガイド）全戸配付 生ごみ水切り容器全戸配付 雨水樽設置（リサイクルプラザ）
平成18年度		収集体制変更（4月） 可燃ごみ週3回 週2回（祝日を含む） 資源物・不燃物2週1回 週1回 ペットボトルの回収を資源物・不燃物の日に変更	資源回収事業助成金実施（衛生指導員報酬と奨励金の一本化） 綾瀬市家庭ごみ減量推進会議発足（7月） 3R推進月間（10月） 緑のカーテン（アサガオ）設置
平成19年度			生ごみ処理容器設置費補助見直し まち美化パトロール開始（7月） 綾瀬市家庭ごみ減量推進会議提言書（家庭系可燃ごみ50%減量施策）市長へ提出（9月） 廃棄物の減量を進める庁内横断会議設置（10月）

区分 年	し 尿	ご み	全 般
平成20年度		綾瀬ロータリークラブから清掃ダンプの寄贈を受ける。(5月) 中村地区をモデルとした『可燃ごみ減量化事業』開始(7月)	3R推進ポスター・ごみの減量とリサイクルPRキャラクターの募集(8月) カワセミマーケット開催(10月) カワセミ新聞創刊(1月) 資源とごみの分け方・出し方(ガイドブック)を改訂し全戸配布(3月)
平成21年度		『可燃ごみ減量化事業』市内全域開始(4月)	機構改革により「リサイクルプラザ」となる。(4月) 綾瀬市廃棄物減量化・資源化推進市民会議提言書(ごみの減量のさらなる取り組みへ向けて)市長へ提出(9月) ツカエルフェア(再利用可能な家具類の展示・販売)開始 家具類補修教室開始 外国語版(9か国語)ごみカレンダー作成・配布(6月) 多量排出事業者への減量化資源化指導開始
平成22年度			市内2箇所のマンションをモデル地区として生ごみの分別収集及び大型生ごみ処理機による堆肥化を開始(10月) 高座清掃施設組合廃棄物処理手数料改定(7/1~1kgにつき25円 21円)
平成23年度			ルール違反搬出の抑制を図るため、移動式監視カメラ1台を導入し、自治会からの要望に応じて1か月単位で収集所に設置(12月)
平成24年度			ひとり暮らし高齢者等のごみ個別収集を開始(9月) 資源とごみの分け方・出し方(ガイドブック)を改訂し全戸配布(3月) 外国人向け資源とごみの分け方・出し方(9か国語ガイド)を作成し対象者に郵送(3月)
平成25年度			おもちゃの病院開始(10月) GPS追跡システムによる資源物持ち去り防止対策の実施(11月) 特定防衛周辺整備調整交付金事業開始(1月)
平成26年度			(施設組合)水処理施設 48kℓ/日
平成27年度			ごみ出しのルール違反禁止看板配付 カラス対策用黄色ネット(180g)配付 事業系一般廃棄物多量排出事業者コンサルタント同行調査事業開始(1月) 大型生ごみ処理機による堆肥化モデル事業終了(3月)

区分 年	し 尿	ご み	全 般
平成28年度			木製家具類等資源化事業開始(8月)
平成29年度		プラスチック収集を直営から委託に変更(4月)	ツカエルフェアを年4回から年2回に変更
平成30年度			(施設組合)ごみ処理施設全連続流動床焼却炉 150t/日、200t/日 廃止(平成31年3月)
令和元年度			ごみ分別促進アプリ「さんあ～る」配信開始(6月) 羽毛布団資源化事業開始(6月) 布団資源化事業開始(7月) (施設組合) 新処理施設稼働(4月) 高効率ごみ発電施設(ストーカ炉+灰資源化方式) 122.5 t /日 × 2炉 = 245 t /日 マテリアルリサイクル施設 14 t /5 h 環境プラザ開館
令和2年度			リネットジャパンと協定締結(1月) リサイクル推進店制度開始(3月)
令和3年度			納付書封筒に分別啓發文を印字(6月) 市封筒に分別啓發文を印刷(7月) 草類の分離回収を試験的に実施(7月) 一部地域で、可燃ごみ置場への分別啓発ポスターの掲示(7月) コミュニティバス車内に分別啓発ポスターを掲示(8月) 「ボトルtoボトルリサイクル事業」サントリーグループと協定締結(8月) 未利用食品回収開始(3月) ツカエルフェアを抽選販売から先着販売に変更して実施(3月)
令和4年度			草木枝の分別回収実施(7月) ごみ収集補助業務委託開始(労働者派遣契約)(6月) 雑がみ回収促進袋全戸配布(1月)
令和5年度			株式会社マーケットエンタープライズの「おいくら」と協定締結(10月) 雑がみ回収促進袋全戸配布(1月) ごみ収集所ネットボックス補助金制度開始(8月)

区分 年	し 尿	ご み	全 般
令和6年度		一部地域で可燃ごみの収集委託を開始(10月) 資源物収集所運用委託(10月)	リネットジャパン及びSGムービングと連携協定締結(5月) 粗大ごみ戸別収集オンライン決済を開始(9月) 3R推進月間でminiツカエルフェアを開催(10月) ジモティーとリユース協定締結(3月) (施設組合)高座清掃施設組合廃棄物処理手数料改定 (4/1~ 10kgにつき250円 300円)

収集作業員

各年度4月1日現在（単位：人）

	し尿		ごみ	
	環境整備員	環境整備員	再任用職員	会計年度任用職員
昭和41年度		3		
昭和42年度		6		
昭和43年度		6		
昭和44年度		10		
昭和45年度		13		
昭和46年度	19	17		
昭和47年度	20	19		
昭和48年度	17	23		
昭和49年度	17	23		
昭和50年度	17	23		
昭和51年度	17	23		
昭和52年度	17	23		
昭和53年度	17	23		
昭和54年度	17	32		
昭和55年度	17	32		
昭和56年度	17	32		
昭和57年度	17	33		
昭和58年度	17	33		
昭和59年度	16	34		
昭和60年度	16	34		
昭和61年度	16	34		
昭和62年度	16	34		
昭和63年度	15	34		
平成元年度	14	35		
平成2年度	13	35		
平成3年度	12	35		
平成4年度	11	35		
平成5年度	11	35		
平成6年度	11	36		
平成7年度	10	36		
平成8年度	10	36		
平成9年度	10	36		
平成10年度	10	36		
平成11年度	10	36		
平成12年度	9	36		
平成13年度	8	35		
平成14年度	6	36		
平成15年度	6	36		
平成16年度	6	36		
平成17年度	5	38		
平成18年度	5	37		
平成19年度	5	32	4	6
平成20年度	5	29	6	9
平成21年度	5	28	7	10
平成22年度	4	29	2	17
平成23年度	4	29	2	10
平成24年度	4	29	2	10
平成25年度	4	28	0	10
平成26年度	4	28	1	10
平成27年度	4	28	1	10
平成28年度	4	27	1	10
平成29年度	4	23	3	10
平成30年度	4	23	3	10
令和元年度	4	19	7	7
令和2年度	4	19	7	7
令和3年度	3	18	7	7
令和4年度	3	15	8	7
令和5年度	3	13	6	7
令和6年度	3	13	5	7

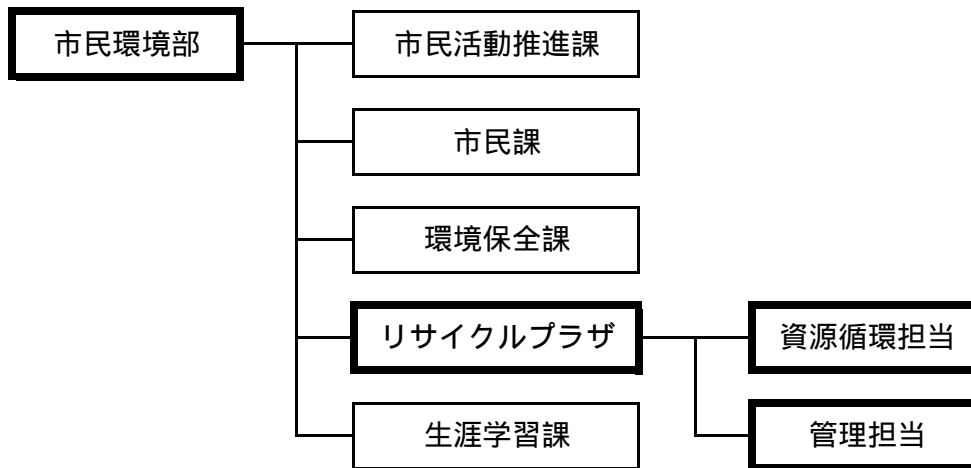
車両管理

各年度4月1日現在(単位:台)

	し尿		ごみ											車両 合計
	バキューム車		パッカー車とプレス車					ダンプ			軽ダンプ	キャブオーバーバー		
	軽油	LPG	軽油			LPG	CNG	軽油	LPG	CNG	ガソリン	軽油	LPG	
			2t	3t	4t									
昭和41年度								1						1
昭和42年度								2						2
昭和43年度								2						2
昭和44年度								3						3
昭和45年度								4						4
昭和46年度	6	1						6						13
昭和47年度	8	1						4						13
昭和48年度	7	4	3					4						18
昭和49年度	7	4	3					4						18
昭和50年度	7	4	3					4						18
昭和51年度	7	4	3					4						18
昭和52年度	7	4	3					4						18
昭和53年度	7	4	3					4						18
昭和54年度	9	3	7		2			5				2		28
昭和55年度	9	3	7		2			5				2		28
昭和56年度	9	3	7		2			5				2		28
昭和57年度	9	3	8		2			5				2		29
昭和58年度	9	3	8		2			5				2		29
昭和59年度	7	4	9		2			5				3		30
昭和60年度	7	4	9		2			5				3		30
昭和61年度	7	4	9		2			5				3		30
昭和62年度	7	4	9		2			5				3		30
昭和63年度	7	3	9		2			5				3		29
平成元年度	7	3	9		2			5				3		29
平成2年度	6	2	11		3			4				3		29
平成3年度	6	1	12		3			4				1		27
平成4年度	5	1	13		3			4				1		27
平成5年度	5	1	13		3			4				1		27
平成6年度	5	1	14		3			4				1		28
平成7年度	5	1	14		3			4				1		28
平成8年度	5	1	15		2			4				1		28
平成9年度	5	1	15		2			4				1		28
平成10年度	5	1	15		2			4				1		28
平成11年度	5	1	15		2			4				1		28
平成12年度	5	1	15		2			1		1		3		28
平成13年度	4	1	14		2		1	1		1		3		27
平成14年度	3	1	12		2	2	1	1		1		2	1	26
平成15年度	3	1	10		0	5	1	0		1		2	1	24
平成16年度	3	1	8		0	6	1	0	1	1		2	1	24
平成17年度	2	1	5		0	9	1	0	1	1		2	1	23
平成18年度	1	1	5		0	9	1	0	1	1		2	1	22
平成19年度	2	1	5		0	9	1	0	1	1		2	1	23
平成20年度	2	1	5		0	9	1	0	1	1	1	2	1	24
平成21年度	2	1	5		0	9	1	0	1	1	1	2	1	24
平成22年度	2	1	3	1	0	9	1	0	1	1	1	2	2	24
平成23年度	2	0	3	3	0	7	1	0	1	1	1	2	1	22
平成24年度	2	0	5	5	0	3	1	1	1	1	2	2	1	24
平成25年度	2	0	5	5	0	3	1	1	1	1	2	2	1	24
平成26年度	2	0	6	5	0	2	1	1	1	1	2	2	1	24
平成27年度	2	0	5	6	0	2	1	1	1	0	2	1	1	22
平成28年度	2	0	5	6	0	2	1	1	1	0	2	1	1	22
平成29年度	2	0	4	8	0	1	1	1	1	0	2	2	0	22
平成30年度	2	0	4	9	0	0	1	1	1	0	2	2	0	22
令和元年度	2	0	4	9	0	0	1	1	1	0	2	2	0	22
令和2年度	2	0	4	9	0	0	1	1	1	0	2	2	0	22
令和3年度	2	0	4	9	0	0	1	1	1	0	2	2	0	22
令和4年度	2	0	4	8	0	0	1	1	1	0	3	2	0	22
令和5年度	2	0	4	8	0	0	0	1	1	0	3	2	0	21
令和6年度	3	0	4	10	0	0	0	1	1	0	3	2	0	24

3 組織（R6.4.1現在）

機構



リサイクルプラザ事務分掌

- (1) 廃棄物の処理計画に関すること。
- (2) 廃棄物の連絡調整に関すること。
- (3) 一般廃棄物の処理業の許可に関すること。
- (4) 産業廃棄物の処理に伴う県との連絡調整に関すること。
- (5) ごみの減量化及び資源化の推進に関すること。
- (6) リサイクルプラザの維持管理に関すること。
- (7) 廃棄物の再利用品の展示及び提供に関すること。
- (8) リサイクル等の普及及び啓発に関すること。
- (9) 清掃衛生事業の推進及び調整に関すること。
- (10) 廃棄物作業の安全管理に関すること。
- (11) 廃棄物の処理手数料に関すること。
- (12) 廃棄物の収集運搬及び処分に関すること。
- (13) 塵芥車両等の維持管理に関すること。
- (14) 高座清掃施設組合との連絡調整に関すること。

4 予算・決算

清掃費関係当初予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	目	説明	令和6年度	令和5年度	説明	令和6年度	令和5年度		
15	使用料及び手数料									
	1	使用料								
		3	衛生使用料							
			2	清掃使用料	160	216	1	リサイクルプラザ使用料	60	96
						2	行政財産使用料	100	120	
	2	手数料								
		2	衛生手数料							
			2	清掃手数料	20,043	22,322	1	廃棄物取扱手数料	17,520	19,679
						2	し尿処理手数料	2,193	2,208	
						3	汚水処理手数料	329	435	
						5	諸証明手数料	1	0	
22	諸収入									
	5	雑入								
		1	雑入							
			3	衛生費雑入	23,254	20,571	3	資源回収売払代	22,365	20,020
						4	再生品売払収入	681	409	
						5	リサイクルプラザ雑入	208	142	
23	市債									
	1	市債								
		1	衛生債							
			2	清掃債	29,300	0	1	清掃車両購入事業債	23,500	0
						2	清掃車両購入事業債(県貸付金)	5,800	0	

(歳出)

(単位：千円)

款	項	目	説明	令和6年度	令和5年度	説明	令和6年度	令和5年度
4	衛生費							
	2	清掃費						
		1	清掃総務費					
			1 報酬	3,988	3,696	1 清掃管理経費	146,762	42,451
			2 給料	118,769	126,058	2 高座清掃施設組合負担金	723,766	734,287
			3 職員手当等	84,660	83,786	1 職員給与費	225,259	236,198
			4 共済費	36,477	38,273	2 会計年度任用職員給与費	18,684	15,695
			8 旅費	61	95			
			10 需用費	4,636	1,426			
			11 役務費	491	191			
			12 委託料	130,749	30,634			
			13 使用料及び賃借料	4,752	4,752			
			17 備品購入費	89	0			
			18 負担金補助及び交付金	729,799	739,720			
		2	塵芥処理費					
			10 需用費	19,707	15,643	1 動物死体取扱事業費	1,464	1,563
			11 役務費	619	551	1 塵芥処理管理経費	1,884	723
			12 委託料	349,123	339,135	2 塵芥車両管理経費	35,417	28,749
			13 使用料及び賃借料	238	0	3 塵芥減量化推進経費	347,959	338,005
			17 備品購入費	16,481	12,972	4 資源回収助成事業費	26,778	26,616
			18 負担金補助及び交付金	26,778	26,616			
			26 公課費	556	0			
		3	し尿処理費					
			10 需用費	1,727	1,629	1 し尿処理管理経費	410	341
			11 役務費	158	87	2 し尿車両管理経費	18,413	1,425
			17 備品購入費	16,822	0			
			26 公課費	116	50			
		4	リサイクルプラザ費					
			10 需用費	9,181	10,763	1 リサイクルプラザ維持管理経費	18,492	18,215
			11 役務費	1,064	1,186	2 リサイクルプラザ運営経費	332	164
			12 委託料	12,515	6,290			
			13 使用料及び賃借料	94	1,302			
			14 工事請負費	2,157	0			
			15 原材料費	8	8			
			26 公課費	5	0			

令和6年度清掃費関係決算

(歳入)

(単位：円)

款	項	目	説明	調定額	収入済額	説明	金額
15	使用料及び手数料						
	1	使用料					
		3	衛生使用料				
			2 清掃使用料	130,950	130,950	1 リサイクルプラザ使用料	30,400
						2 行政財産使用料	100,550
	2	手数料					
		2	衛生手数料				
			2 清掃手数料	18,503,300	18,489,200	1 廃棄物取扱手数料	16,063,600
						2 し尿処理手数料	2,136,600
						3 汚水処理手数料	303,100
						5 諸証明手数料	0
22	諸収入						
	5	雑入					
		1	雑入				
			3 衛生費雑入	25,172,722	25,172,722	3 資源回収売払代	22,954,679
						4 再生品売払収入	2,049,814
						5 リサイクルプラザ雑入	168,229
23	市債						
	1	市債					
		3	衛生費				
			2 清掃債	0	0	1 清掃車両購入事業債	0
						1 清掃車両購入事業債(県貸付金)	0

(歳出)

(単位：円)

款	項	目	説明	調定額	収入済額	説明	金額
4	衛生費						
	2	清掃費					
		1	清掃総務費				
			1 報酬	4,091,000	3,899,047	1 清掃管理経費	118,281,023
			2 給料	121,645,000	121,644,291	2 高座清掃施設組合負担金	723,766,000
			3 職員手当等	78,651,000	78,416,159	1 職員給与費	222,273,853
			4 共済費	38,057,000	36,754,172	2 会計年度任用職員給与費	18,471,316
			8 旅費	61,000	41,178		
			10 需用費	2,363,000	2,193,653		
			11 役務費	491,000	347,920		
			12 委託料	133,022,000	109,786,272		
			13 使用料及び賃借料	4,752,000	4,752,000		
			17 備品購入費	89,000	88,300		
			18 負担金補助及び交付金	729,799,000	724,869,200		
		2	塵芥処理費				
			10 需用費	19,707,000	16,550,710	1 動物死体取扱事業費	1,394,437
			11 役務費	619,000	595,160	1 塵芥処理管理経費	1,876,479
			12 委託料	346,647,000	322,638,237	2 塵芥車両管理経費	28,312,176
			13 使用料及び賃借料	238,000	237,600	3 塵芥減量化推進経費	321,543,000
			17 備品購入費	16,481,000	12,612,985	4 資源回収助成事業費	25,800,425
			18 負担金補助及び交付金	26,778,000	25,800,425		
			26 公課費	556,000	491,400		
		3	し尿処理費				
			10 需用費	1,739,000	1,650,810	1 し尿処理管理経費	393,586
			11 役務費	158,000	144,690	2 し尿車両管理経費	16,039,129
			17 備品購入費	16,822,000	14,568,015		
			26 公課費	116,000	69,200		
		4	リサイクルプラザ費				
			10 需用費	9,769,000	9,139,256	1 リサイクルプラザ維持管理経費	20,279,764
			11 役務費	1,064,000	1,058,454	2 リサイクルプラザ運営経費	207,980
			12 委託料	12,950,000	10,568,120	3 リサイクルプラザ改修事業費	3,938,000
			13 使用料及び賃借料	94,000	50,374		
			14 工事請負費	3,598,000	3,597,000		
			15 原材料費	6,000	5,940		
			26 公課費	7,000	6,600		

5 廃棄物処理事業

現 況

家庭からのごみ収集については、可燃ごみは、市内を3つの地区に分け、月・木、火・金、水・土でそれぞれ週2回、資源物・無価値物及びプラスチックは、自治会をベースとした8地区毎に週1回収集所方式により行っています。資源物・無価値物はリサイクルプラザに直接搬入することもできます。（平成21年4月より、可燃ごみ減量化事業を市内全域で実施）

また、粗大ごみについては申し込みによる戸別収集とリサイクルプラザに直接搬入する方法で収集を行っています。

ごみの収集は、パッカー車14台、ダンプ車2台、トラック車2台、軽ダンプ車3台で行い、資源物以外は、海老名市にある高座清掃施設組合（海老名市、座間市、綾瀬市の三市による一部事務組合）へ搬入し、処理しています。なお、一部を除き資源物は業者委託により、収集処理しています。

このような中、令和6年度のごみの排出状況は次表のとおりで、資源化物排出量の合計は5,941.6tであり、市民一人当たりの排出量は約66.4kgとなっています。

表1 令和6年度月別排出量

（単位：t・%）

区分 月	可燃 ごみ	資 源 化 物				粗 大	無価値物	乾電池	蛍光灯	事業系	直 接 搬 入	合 計
		資源化分別	粗大ごみ等	集団回収	小 計							
R6.4	1,093.35	487.78	0.91	0	488.69	0.00	17.46	1.69	0.32	341.24	0.00	1,942.75
5	1,122.50	529.49	0.99	0	530.48	0.89	19.98	1.74	0.36	330.42	0.00	2,006.37
6	963.82	445.24	0.88	0	446.12	0.00	14.77	1.44	0.32	304.70	0.00	1,731.17
7	1,067.41	494.90	1.13	0	496.03	0.73	16.26	1.83	0.28	342.10	1.37	1,926.01
8	1,014.94	458.94	0.80	0	459.74	0.65	17.20	2.55	0.21	329.72	21.06	1,846.07
9	929.62	446.94	0.77	0	447.71	0.00	16.01	1.92	0.35	332.04	0.00	1,727.65
10	1,041.82	447.93	0.78	0	448.71	0.43	19.33	1.84	0.33	336.17	4.90	1,853.53
11	978.90	447.15	0.94	0	448.09	0.24	18.38	1.95	0.33	320.96	0.00	1,768.85
12	1,065.31	482.83	0.97	0	483.80	0.59	23.23	2.33	0.56	324.12	0.00	1,899.94
R7.1	958.18	445.68	0.92	0	446.60	0.22	20.23	2.13	0.43	296.07	0.00	1,723.86
2	799.95	372.49	0.86	0	373.35	0.19	14.79	1.64	0.30	274.03	0.00	1,464.25
3	896.11	421.43	0.86	0	422.29	0.42	15.63	1.56	0.44	301.51	0.00	1,637.96
計	11,931.91	5,480.79	10.81	0.00	5,491.60	4.36	213.27	22.62	4.23	3,833.08	27.33	21,528.40
増 減	522.98	449.75	1.65	0.00	448.10	281.27	15.64	1.78	0.05	2.56	20.59	361.83
伸び率	4.20	8.94	13.24	-	8.88	98.47	7.91	8.54	1.20	0.07	42.97	1.65
5年度	12,454.89	5,031.04	12.46	0.00	5,043.50	285.63	197.63	20.84	4.18	3,835.64	47.92	21,890.23
増 減	788.38	83.75	0.12	0.00	83.62	154.84	16.71	1.41	0.20	114.35	34.26	729.31
伸び率	4.787	1.69	0.99	-	1.69	35.2	7.80	6.34	4.57	3.07	250.81	3.22
4年度	13,243.27	4,947.29	12.58	0.00	4,959.88	440.47	214.34	22.25	4.38	3,721.29	13.66	22,619.54

表 2 ごみの総排出量及び資源化量

(単位：t・%)

区分	平成12年度	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
	当該年度	当該年度	前年度比較	伸び率	当該年度	前年度比較	伸び率	当該年度	前年度比較	伸び率	当該年度	前年度比較	伸び率	当該年度	前年度比較	伸び率	
総排出量	28,631	24,313	277	1.13%	23,665	648	2.67%	22,619	1,046	4.42%	21,890	729	3.22%	21,529	361	1.65%	
家庭系	25,400	20,641	710	3.56%	19,852	789	3.82%	18,898	954	4.81%	18,054	844	4.47%	17,696	358	1.98%	
	焼却・埋立・解体	19,308	15,225	253	1.69%	14,559	666	4.37%	13,939	620	4.26%	13,011	928	6.66%	12,204	807	6.20%
	資源物	6,092	5,416	457	9.22%	5,293	123	2.27%	4,959	334	6.31%	5,043	84	1.69%	5,492	449	8.90%
事業系	3,231	3,672	987	21.18%	3,813	141	3.84%	3,721	92	2.41%	3,836	115	3.09%	3,833	3	0.08%	
資源化率	24.0%	26.2%	-	1.30%	26.8%	-	0.60%	26.3%	-	0.50%	28.0%	-	1.70%	31.1%	-	3.10%	

平成12年度は、一般廃棄物処理基本計画上の基準年度。

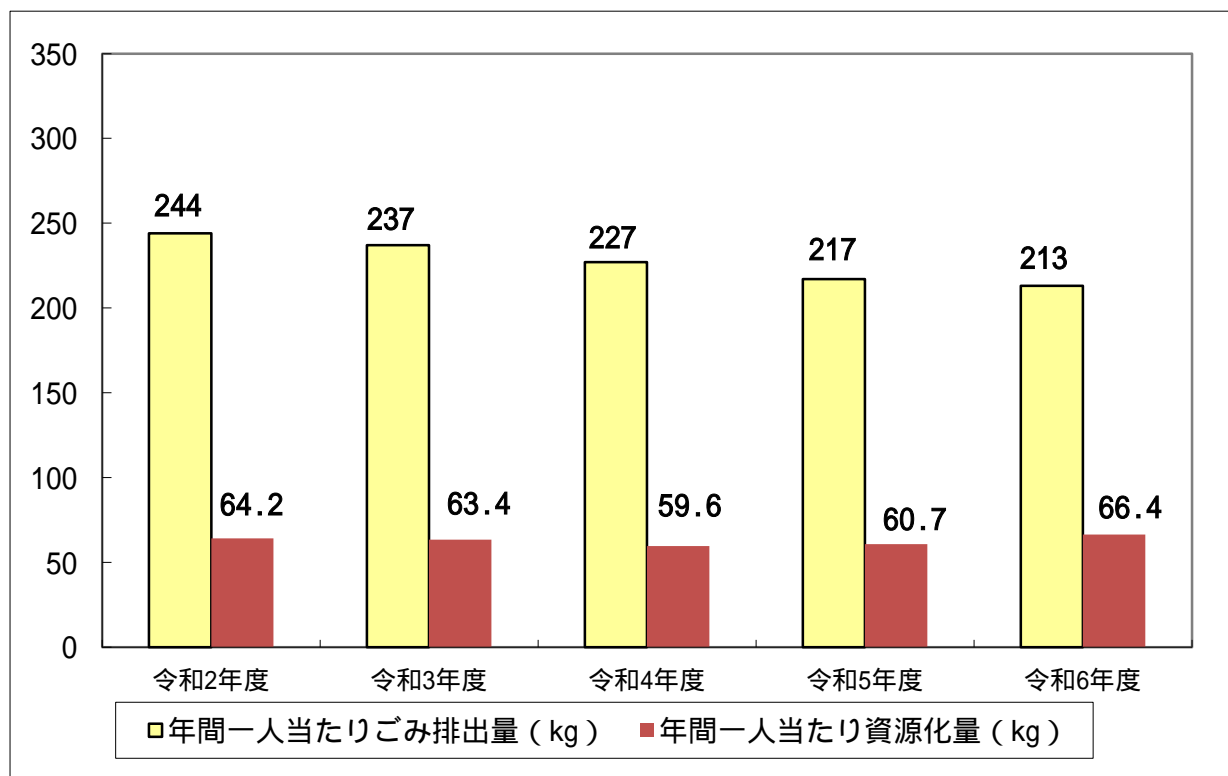


図 2 年間の一人当たりごみ排出量及び資源化量の推移 (単位：kg)

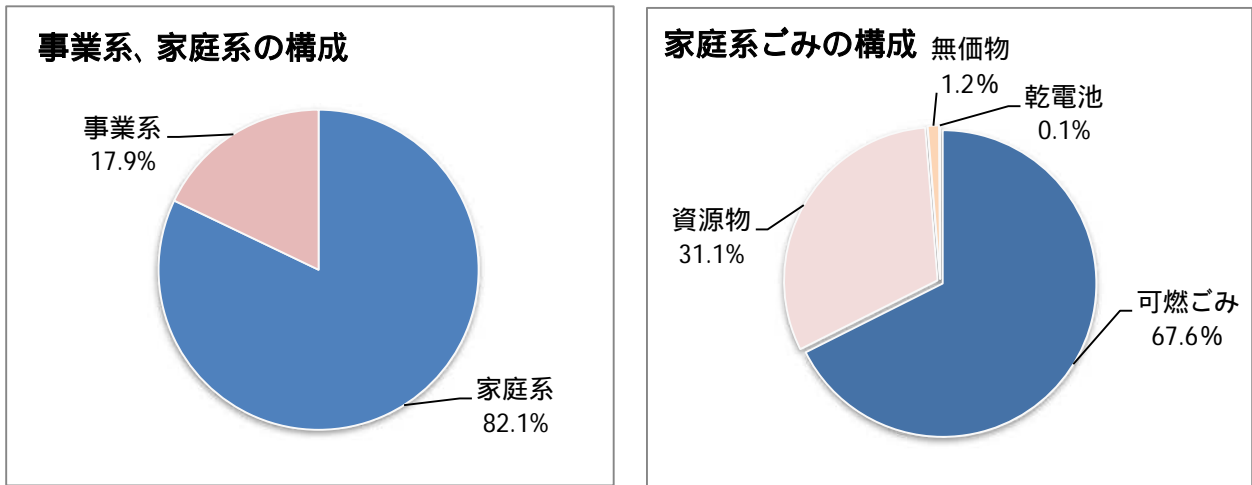


図 3 ごみの構成比（令和6年度）

表 3 ごみ処理費用の推移

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
処理費用（千円）	654,860	801,053	809,163	816,886	920,080
ごみ1t当たり（円）	26,900	33,800	35,700	37,300	42,700
市民一人当たり（円）	7,700	9,500	9,700	9,800	11,100

処理費用とは、人件費・収集運搬費・車両等購入費・委託費・組合分担金・その他費用です。
 市民一人当たりの費用は、各年度末現在の人口により算出したものです。

リサイクル事業

はじめに

私たちの生活が豊かになればなるほど、新しい物がはん濫し多くの物を使い捨て、物に対する愛着や価値観が薄れて、それはやがてごみとして扱われることとなります。

このように、安易に廃棄されると資源はいくらあっても足りず、まして地球上の資源は無限ではなく、世界的に資源の再生利用（リサイクル）が叫ばれている今日、ほとんどの資源を輸入に頼らざるを得ない我が国にとってはなおのこと、『物を大切にしようとする気持』と『資源を再生利用する認識』を持ち、省資源・省エネルギーを心掛ける必要があります。

資源化分別収集について

昭和59年から一部自治会をモデル地区として開始し、その後、徐々に拡大し、昭和63年1月に市内全部の自治会で資源化分別収集が始まりました。

その回数を概ね3週間に1回、平成18年度からは毎週とし、自治会の地区を単位として、朝7時から8時30分の間に、市民自ら分別し、平成18年度からは16分別で排出しています。平成20年7月より、中村地区を対象に可燃ごみ減量化モデル事業（剪定枝・廃食用油・きれいなプラスチック製品・資源となる紙を分別）を実施し、平成21年4月から市内全域に拡大しました（19分別で排出）。

資源化分別収集による助成金制度（表5）

市民が分別した資源物は、市及びリサイクル協同組合が回収を行い、綾瀬市資源回収事業実施要綱に基づき資源物の回収量に応じた助成金を市より自治会に交付しています。

集団資源回収について（表6、令和6年度実績なし）

自治会での資源化分別収集のほかに、集団資源回収があります。全国各地で地域の実情にあった各種の方法で行われていますが、本市ではPTA・子供会などの各種団体が実施しています。また、回収量に応じ助成金を交付しています。

生ごみ処理容器購入補助制度について（表7）

市ではごみ減量化対策の一環として、生ごみ処理容器を購入された方に、購入金額（消費税を除く）の10分の9相当額（1世帯当たり上限額5万円まで）を補助しています。（市長が特に必要と認めた場合を除き、補助金交付後5年以内の申請不可）

リサイクル事業の成果（表1、表2、図2）

令和6年度中に自治会及び各種団体が行ったリサイクル活動の結果、資源物の排出量は約5,492t、資源化率は31.1%、市民一人当たりの資源物の年間排出量は約66.4kgとなります。

草木類の資源化について

市では令和4年7月から、市内ごみ収集所へ出された草木類を資源化する取り組みを行っています。従来、可燃ごみと一緒に回収し焼却していた草木類を可燃ごみとは別の車で回収する収集方法をとることにより、草木等を資源化することができました。令和6年度回収実績は、569tです。

不法投棄（環境保全課）

現状・対策

空地や山林には、建設廃材・家庭ごみ・電化製品等の不法投棄が依然後を絶たない状況にあります。市では県合同による定期的なパトロールを実施し、投棄者の発見及び防止に努めております。また、投棄される場所については投棄防止看板の配付をしています。

なお、土地所有者は、不法投棄を未然に防止するため、土地を清潔に保つ、柵を設置するなどの対策を講じることが望まれます。

課題

不法投棄は犯罪であり、本来は投棄者が自ら処分すべきものです。しかし、投棄者の特定が難しく、放置されていると新たな不法投棄を誘発する原因にもなりますので、投棄された土地の管理者が不法投棄物の処分を行っていることが現状です。

不法投棄問題の原点は一人ひとりのモラルによるものですが、現在投棄されているものを一掃するとともに、投棄できない、投棄させない環境づくりをさらに推し進めていくことが必要となっています。

動物死体処理

犬猫等の動物死体処理については、民間会社へ業務委託し、衛生的な処理を行っています。

表 4 令和6年度 処理状況

（単位：件）

月	令和6年度												計
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	7年	1	2	
処理件数	23	24	34	48	30	27	42	27	27	28	30	29	369
不明	1	1	2	6	5	2	2	3	2	2	0	2	28
計	24	25	36	54	35	29	44	30	29	30	30	31	397

美化運動（環境保全課）

毎年5月に市内統一の「美化キャンペーン」を実施し、全自治会等の協力のもと、市内全地区を対象に清掃作業を行っています。

また、自らの意思によって環境美化にかかわる活動を継続して実践している方の表彰を行うことで、美化に対する意識の向上を図っています。

令和6年度美化キャンペーン実施結果

- | | |
|---------|---------------|
| 1 実施日及び | 令和6年5月26日（日） |
| 場所 | 綾瀬市一円地内 |
| 2 参加者 | 市民 |
| 3 参加団体 | |
| 4 ごみ回収量 | 可燃ごみ 22,330kg |
| | 草回収量 4,230kg |
| | 資源 170kg |

令和6年度美化運動推進功労者表彰

1 美化運動推進功労者

地域美化清掃や花の植栽などの美化活動を5年以上に渡り継続して実践し他の模範となる個人や団体を表彰します。

3個人と1団体の方が受賞されました。

表 5 令和6年度資源化分別収集実績表

(単位: 量 = kg , 金額 = 円)

品 目	自治会	落 合	中 村	上 深 谷	蓼 川	大 上	寺尾南	寺尾綾北	寺尾北	寺尾天台	小 園	早 川	吉 岡	綾 西	上 土 棚	プラザ	合 計
	区分																
アルミ	回収量	13,560	16,840	11,260	7,140	14,220	8,670	8,700	6,170	8,610	11,400	11,750	5,810	5,860	23,510	6,320	159,820
スチールカン	回収量	7,640	7,850	4,300	5,780	7,940	4,790	5,250	3,510	5,460	6,910	6,760	4,160	3,290	12,200	4,860	90,700
小型家電 金属類	回収量	32,340	38,900	26,070	15,560	36,300	16,370	15,550	17,860	20,450	22,060	26,510	12,980	14,300	56,030	0	351,280
ダンボール	回収量	43,350	67,590	36,760	21,080	47,560	33,460	38,900	28,000	47,410	52,970	44,000	15,540	27,960	74,350	47,660	626,590
新聞紙	回収量	6,760	9,020	5,470	5,200	7,590	4,270	5,590	3,970	6,510	5,580	9,150	3,840	3,880	11,200	3,400	91,430
雑 誌	回収量	29,700	25,450	14,390	12,070	28,310	17,710	25,420	16,110	23,580	28,490	22,180	7,040	22,680	47,220	69,060	389,410
資源と なる紙	回収量	42,820	56,470	30,130	20,200	48,600	27,170	27,790	26,540	36,640	50,670	43,420	22,600	30,390	84,140	13,720	561,300
古 織 維	回収量	26,730	33,700	17,870	17,800	27,890	18,510	22,450	13,290	25,620	24,190	24,070	7,810	12,510	44,300	79,410	396,150
牛乳パック	回収量	5,820	4,530	2,330	2,370	5,130	4,250	2,230	2,620	5,490	5,870	3,360	1,990	2,680	7,510	0	56,180
生 ビ ン	回収量	650	830	390	790	950	370	0	650	1,230	780	520	850	1,490	1,710	0	11,210
雑 ビ ン	回収量	35,280	40,430	26,250	18,510	40,320	26,330	28,900	17,670	27,480	33,730	30,070	15,040	19,310	59,960	16,890	436,170
ペットボトル	回収量	25,120	35,320	21,430	12,740	24,990	19,020	19,390	12,560	22,850	23,600	21,640	11,680	12,260	42,920	4,890	310,410
プラスチック	回収量	78,310	86,880	69,740	41,180	93,610	48,610	58,900	44,430	57,850	71,090	66,850	36,270	45,770	156,540	76,280	1,032,310
廃食用油	回収量	3,075	2,835	1,580	1,210	1,720	1,755	1,755	1,220	1,255	1,910	1,885	1,090	1,275	3,870	0	26,435
合 計	回収量	351,155	426,645	267,970	181,630	385,130	231,285	260,825	194,600	290,435	339,250	312,165	146,700	203,655	625,460	322,490	4,539,395
	助成金額	1,755,775	2,133,225	1,339,850	908,150	1,925,650	1,156,425	1,304,125	973,000	1,452,175	1,696,250	1,560,825	733,500	1,018,275	3,127,300	0	21,084,525

資源物の行方

分類	分別品目	回収者	引き渡し先	加工・再生品
鉄類	アルミ	委託業者	問屋	アルミ缶、アルミ製品
	スチール			スチール缶、鉄製品
	スプレー缶			スチール缶、建築用材等の鉄製品
	小型家電・金属類			建築用材等の鉄製品
びん類	生きびん	委託業者	問屋	びん類として再利用
	透明のびん			びん類、ガラス製品、工業用品
	茶のびん			びん類、ガラス製品、工業用品
	その他のびん		日本容器包装リサイクル協会	びん類、ガラス製品、工業用品
紙類	新聞紙	委託業者	問屋	新聞紙、週刊誌
	ダンボール			ダンボール
	雑誌			チラシ、菓子箱
	資源となる紙			ちり紙、菓子箱
	牛乳パック			トイレトペーパー
布類	布類	委託業者	問屋	工業用ウエス、ぬいぐるみ
油	廃食用油	市	問屋	インク
水銀含有材	蛍光灯	市	高座クリーンセンター	アルミ、ガラス、水銀等の製品
	乾電池			亜鉛、鉄、マンガン、水銀等の製品
ペット	ペットボトル		ペットボトル回収業者	ペットボトル
プラ	プラスチック(容器包装プラスチック)	委託業者	日本容器包装リサイクル協会	コークス炉の還元剤
	プラスチック(きれいなプラスチック)		問屋	再生固形燃料

表 6 令和6年度集団資源回収実績表

(単位：量 = kg、金額 = 円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施団体数 (延べ団体数)	子供会	0	0	0	0	0
	PTA	1	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
回収量	単位：kg	19	0	0	0	0
売払金	単位：円	836	0	0	0	0
助成金	単位：円	95	0	0	0	0

表 7 生ごみ処理容器補助実績

(単位：円)

年 度	区 分	コンポスト	微生物	電気式	合 計
令和2年度	基 数	14 基	3 基	63 基	80 基
	補 助 額	60,100 円	41,600 円	2,265,200 円	2,366,900 円
令和3年度	基 数	2 基	6 基	106 基	114 基
	補 助 額	22,800 円	139,800 円	3,871,900 円	4,034,500 円
令和4年度	基 数	6 基	1 基	58 基	65 基
	補 助 額	67,100 円	25,200 円	2,314,900 円	2,407,200 円
令和5年度	基 数	3 基	0 基	154 基	157 基
	補 助 額	31,200 円	0 円	6,487,200 円	6,518,400 円
令和6年度	基 数	6 基	2 基	112 基	120 基
	補 助 額	94,500 円	51,300 円	4,618,000 円	4,763,800 円

- ・平成4から6年度は、1基3,000円の定額補助。1世帯年間2基まで。 容器の有効容量が130リットル以上のもの。
- ・平成7から8年度は、1基につき本体購入金額の2分の1補助で、限度額4,000円。 1世帯年間2基までで、コンポスト型以外のもも対象。
- ・平成9年度から、1基につき本体購入金額の2分の1補助で、一人当たり年間限度額8,000円。
- ・平成12年度から、1基につき本体購入金額の2分の1補助で、一人当たり年間限度額30,000円。
- ・平成19年度から、1基につき本体購入金額の3分の2補助で、1世帯当たり補助限度額40,000円。
(市長が特に必要と認めた場合を除き、補助金交付後5年以内の申請不可)
- ・平成23年度から、1基につき本体購入金額の10分の9補助で、1世帯当たり補助限度額50,000円。
(市長が特に必要と認めた場合を除き、補助金交付後5年以内の申請不可)
- ・平成29年度から、市内において事業を営む、小規模企業者(中小企業基本法第2条第5項)も対象。

6 一般廃棄物処理業者

一般の家庭ごみと区別して、事業活動に伴って出されるごみを「事業系ごみ」といいます。その処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「綾瀬市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例」により、事業者自らの責任（事業者責任）において、自己処理（適正処理 1）をしなければならないことになっています。

この処理に必要な一般廃棄物の収集運搬業及び処分業の許可を市で行っています。

1 綾瀬市から一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者に委託料を支払ってごみの収集を依頼する方法

表8 一般廃棄物処理業の許可件数一覧表

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ご み	収集運搬業	40 社	40 社	37 社	36 社	36 社
	処分業	4 社	4 社	4 社	4 社	4 社
浄化槽汚泥	収集運搬業	1 社	1 社	1 社	1 社	1 社
車両数		236 台	241 台	243 台	240 台	238 台

各年度3月31日現在

7 し尿処理事業

現 況

令和6年度における生し尿及び家庭雑排水の収集体制は、市内を1車両3名の職員により収集を行っています。運搬については、各車両が収集した生し尿を直接高座清掃施設組合に搬入し、家庭雑排水については、リサイクルプラザ敷地内にある施設により処理を行っています。

表9 し尿処理別世帯及び人口の推移

年度	区 分	行政区域	汲み取り	浄化槽	下水道
令和2年度	世帯(戸)	35,330	155	1,864	33,311
	人口(人)	83,956	283	4,515	79,158
	比率(%)	100.0	0.5	5.3	94.2
令和3年度	世帯(戸)	34,852	148	1,483	33,221
	人口(人)	83,478	253	3,653	79,572
	比率(%)	100.0	0.4	4.4	95.2
令和4年度	世帯(戸)	35,010	135	1,434	33,441
	人口(人)	83,210	254	3,475	79,481
	比率(%)	100.0	0.4	4.1	95.5
令和5年度	世帯(戸)	35,435	118	1,974	33,343
	人口(人)	83,100	227	4,679	78,194
	比率(%)	100.0	0.3	5.6	94.1
令和6年度	世帯(戸)	35,734	101	1,874	33,759
	人口(人)	82,767	161	4,412	78,194
	比率(%)	100.0	0.3	5.2	94.5

比率は、世帯構成比

浄化槽については、世帯・人口ともに全体の戸(人)数から、汲み取り及び下水道の戸(人)数を差引いた推計値

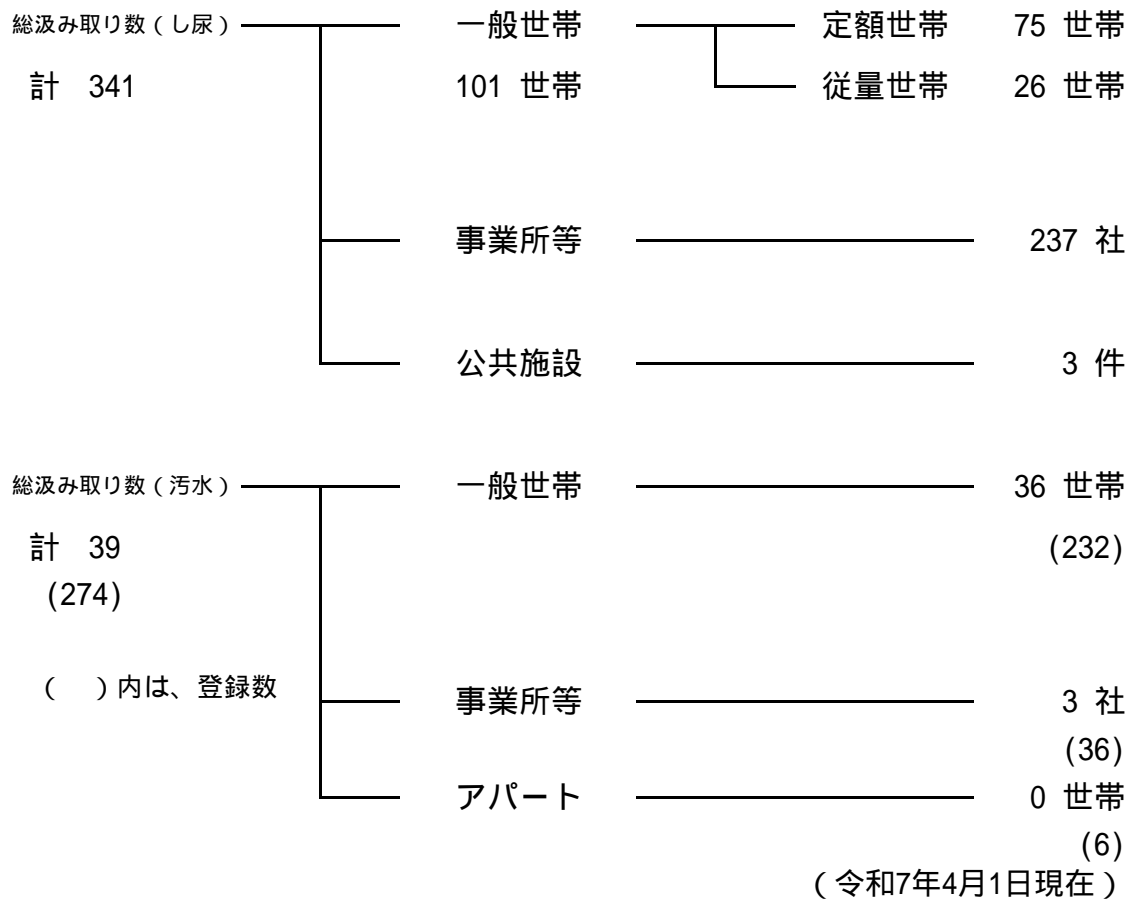
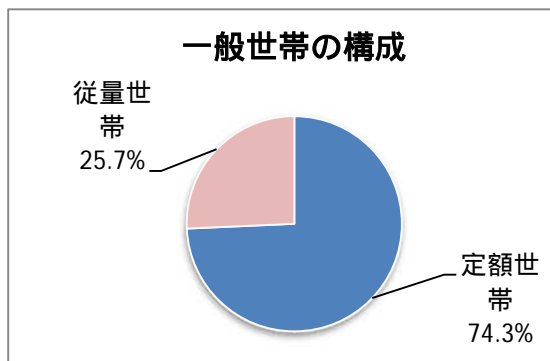
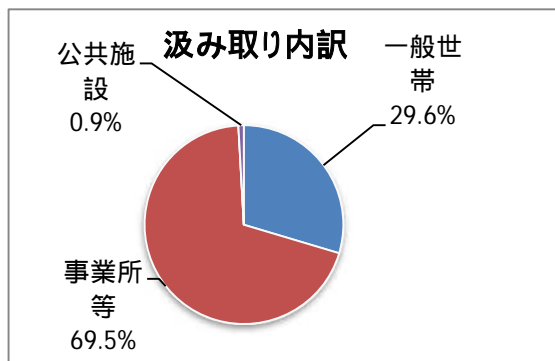


図 4 汲み取り総数内訳

【し尿】



【汚水】

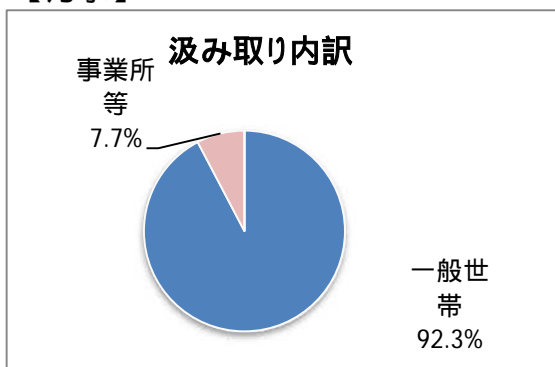


図 5 構成比（令和6年度）

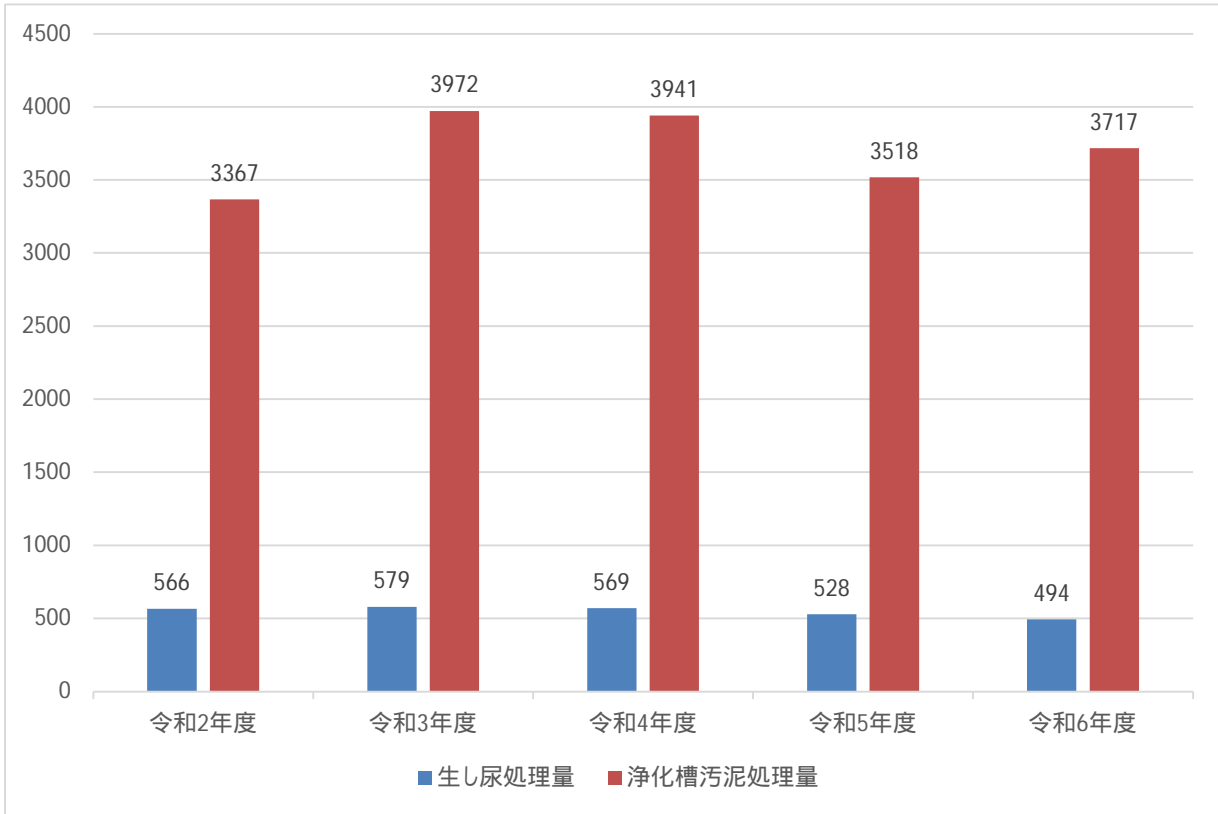


図 6 生し尿、浄化槽污泥処理量経年推移 (単位：kl)

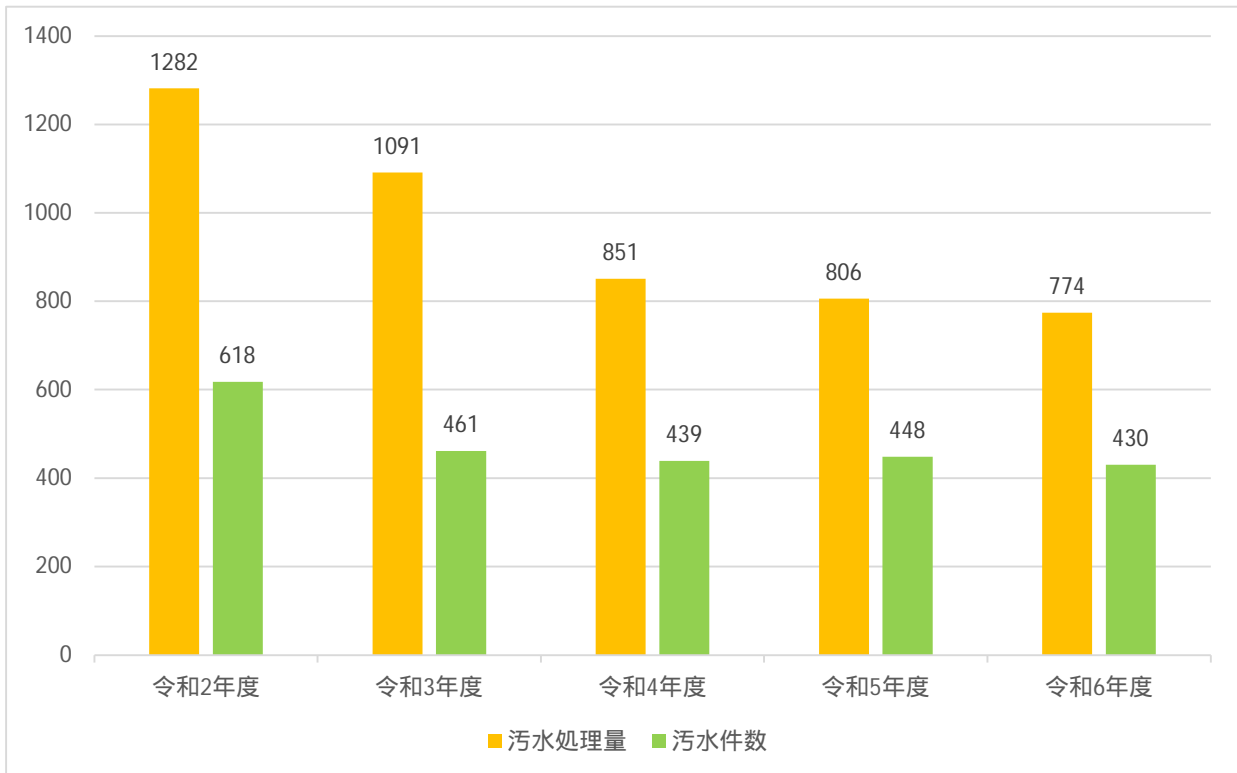


図 7 污水处理経年推移 (単位：件、kl)

8 高座清掃施設組合

名 称 高座清掃施設組合・高座クリーンセンター
 所在地 海老名市本郷1番地の1
 構成市 海老名市、座間市、綾瀬市
 設立年月日 昭和38年12月28日

表 10 ごみ処理施設概要

施設名	高効率ごみ発電施設	マテリアルリサイクル施設
処理対象	可燃ごみ、可燃残さ、汚泥、し渣	不燃ごみ、粗大ごみ、蛍光管、乾電池
処理能力	122.5 t / 日 × 2炉	14 t / 5h
処理方式	ストーカ炉 + 灰資源化方式	破碎方式
竣工年月	平成31年3月	平成31年3月

表 11 し尿・浄化槽汚泥処理施設概要

施設名	水 処 理 施 設
処理能力	48 k l / 日
処理方法	固 液 分 離 希 釈 後 下 水 道 放 流
竣工年月	平成26年3月

9 リサイクルプラザ

(1) 施設案内

所在地	神奈川県綾瀬市吉岡1643番地1	敷地面積	5,050.67㎡
建物の概要	(構造) 本棟：鉄骨造2階建て 車庫棟：鉄骨造平屋建て	(延床面積) 本棟：1,936.18㎡ 1階：964.56㎡ 2階：914.56㎡	塔屋：57.06㎡
	(建築面積) 本棟：1,443.47㎡ 車庫棟：869.46㎡	車庫棟：369.90㎡	車庫棟：499.56㎡



綾瀬市では資源のリサイクルやごみの減量化の取り組みをさらに進め『資源循環型社会』の構築を目指しています。

リサイクルプラザは、平成12年7月に開設し、家庭から出された家具の再生やリサイクル情報の提供など、リサイクルについて考える場として、また、みなさんがリサイクル活動を通して気軽に集える施設として、多くの方が利用されています。



<情報コーナー>

リサイクルや3Rに関する図書や各種の環境情報を提供するコーナーです。また、家庭で不用となった品物、必要な品物を情報板に掲載することにより、不用品の有効利用を図っています。

<市民工房室>

作業台が4台配置され、夏休み親子リサイクル教室なども行われています。



<展示ホール>

家庭で不用となりごみとして出された家具類で、再利用できるものを清掃・補修し、展示するコーナーです。また、定期的に「ツカエルフェア」を開催し、安価で提供しています。

<研修室>

プロジェクターなどの視聴覚機器を活用し、40人が一緒に学べます。

3Rなどに関する学習の場として利用できます。



市民工房室・展示ホール・研修室の施設については、事前の申し込みで、市民の皆さんが使用することができます。使用料金は1時間200円です。使用は1時間単位で準備から後片付けの時間も含まれます。(団体によっては、使用料が減額される場合があります)



<修理再生工房>

壊れたら捨てるのではなく、修理して繰り返して使い、物を大切にすることを啓発する事業として利用しています。

<粗大ごみ、資源物搬入場所>

一般家庭で不用となった粗大ごみ、資源物、無価値物を直接持ち込む場所です。

受付時間：火～土曜日 9:00～12:00 13:00～16:00

市内在住の方に限り持ち込みが可能です。

住所を確認できるもの(免許証等)をご持参ください。

*** 注意事項 ***

- 1 粗大ごみ直接搬入手数料は1個(セット)300円です。
- 2 事業者・事業系のごみは持ち込めません。
- 3 ご本人が直接持ち込みしてください。
(ご家族以外の方が持ち込む場合は事前にご連絡をお願いします。)
- 4 最大積載量2tを超える車及び営業ナンバーでの来場はできません。



(2) 施設利用状況

令和6年度利用者区分別集計 (R6.4 ~ R7.3) (単位:団体、人) 延べ数で集計

利用者区分		研修	施設見学	自主活動	会議	その他	総計
自治会	団体	1					1
	人数	21					21
学校	団体						0
	人数						0
一般	団体			11			11
	人数			1,672			1,672
その他	団体					3	3
	人数					99	99
合計	団体	1	0	11	0	3	15
	人数	21	0	1,672	0	99	1,792

利用者区分の『その他』は、綾瀬市及び官公庁です。

ツカエルフェア開催状況

開催日	件数	家具類	食器類	総売上
令和6年5月26日 ~ 令和6年6月2日	387 件	134 件	253 件	67,780 円
令和6年8月18日 ~ 令和6年8月25日	343 件	119 件	224 件	60,880 円
令和6年10月1日 ~ 令和6年10月31日 (miniツカエルフェア)	410 件	178 件	232 件	81,500 円
令和6年12月1日 ~ 令和6年12月8日	496 件	172 件	324 件	87,180 円
令和7年2月23日 ~ 令和7年3月2日	875 件	486 件	389 件	111,130 円

令和6年度からminiツカエルフェアを実施

綾瀬市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例

平成 5 年 3 月 30 日
条例第 9 号

(目的)

第 1 条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再生利用を促進し、適正な処理をし、及び地域の清潔の保持を推進することにより、良好な環境の保全、限りある資源の有効利用、公衆衛生の向上及び資源が循環して利用される生活の形成を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 減量化 廃棄物の発生を抑制することをいう。
- (2) 資源化 活用されなければ不要である物又は廃棄物を再び利用し、原材料又は熱源として利用することをいう。
- (3) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (4) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

(本市の責務)

第 3 条 本市は、あらゆる施策を通じて、減量化、資源化、廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持の推進に必要な措置を講じなければならない。

- 2 本市は、前項の規定による施策の実施に当たっては、計画の策定、施設の整備、市民の参加及び協力の促進等必要な措置を講じなければならない。
- 3 本市は、前 2 項に規定する責務を果たすため、必要な情報の収集、調査研究、技術の開発等に努めなければならない。

(事業者の責務)

第 4 条 事業者は、事業活動を行うに当たり、減量化及び資源化に努めるとともに、事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

- 2 事業者は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理に関する本市の施策について、積極的に協力しなければならない。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、廃棄物の分別排出の促進等により、減量化及び資源化をし、廃棄物の適正処理及び排出場所等地域の清潔の保持を促進するとともに、その実施に当たっては、相互に協力するよう努めなければならない。

- 2 市民は、減量化、資源化、廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持に関する本市の施策について、積極的に協力しなければならない。

(資源物の所有権)

第 5 条の 2 法第 6 条第 1 項の規定により市が定めた一般廃棄物処理計画に従って家庭から排出された廃棄物のうち、資源物(再生利用することを目的として収集するものをいう。)の所有権は、市に帰属するものとする。

- 2 市又は市が指定する事業者以外の者は、前項の資源物を収集し、又は運搬してはならない。

(平 17 条例 23・追加)

第 6 条 本市、事業者及び市民は、減量化、資源化、廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持の推進に当たっては、相互に協力し、及び連携し合わなければならない。

(自主的行動)

第 7 条 本市、事業者及び市民は、商品等の選択に際しては、再利用できるもの、廃棄物とならないもの、廃棄物となっても減量化又は資源化できるもの等環境保全に配慮したものを優先するように努めなければならない。

(市民の参加等)

第 8 条 市長は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理を推進するために必要な施策の策定及び実施に当たっては、市民の参加及び協力のもつで行うものとする。

(啓発活動)

第 9 条 市長は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理の推進に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう必要な措置を講ずるものとする。

(市民活動への援助)

第 10 条 市長は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理の推進に関する市民の自主的な活動に対し、情報、技術等の提供その他必要な援助を行うものとする。

(本市の減量化等)

第 11 条 本市は、事業の執行に当たり、減量化及び資源化の推進に努めるとともに、その廃棄物について適正処理しなければならない。

(事業者の減量化及び資源化)

第 12 条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際しては、長期間使用することが可能な製品、容器等の開発、製品、容器等の修理及び回収体制の確保等により、減量化に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際しては、再生利用等の容易な製品、容器等の開発を行い、その製品、容器等の再生利用等適正な処理方法についての情報を市民に提供し、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 3 年法律第 48 号)第 2 条第 4 項に規定する再生資源をいう。)及び再生品を積極的に利用すること等により、資源化に努めなければならない。

(平 16 条例 2・一部改正)

(適正包装の推進)

第 13 条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際しては、再利用することが可能な容器、包装材等を使用するように努めるとともに、使用後の容器、包装材等の回収を行うこと等により、

減量化及び資源化の推進に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際しては、その包装、容器等の減量化及び資源化を推進するための基準を定めるように努めなければならない。

3 市長は、前項に規定する基準に係る情報等について、事業者からの要請があった場合には、協力しなければならない。

(多量排出者の義務)

第 14 条 市長は、事業系廃棄物を多量に排出し、かつ、本市の一般廃棄物処理計画に著しい影響があると認めるときは、当該事業系廃棄物を排出する者(以下「多量排出者」という。)に対して、減量化、資源化等を図るように指示することができる。

2 多量排出者は、前項の規定による減量化、資源化等の指示を受けたときは、廃棄物の処理に関する実績並びに減量化及び資源化に関する計画書(以下「減量化等計画書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。

(改善勧告等)

第 15 条 市長は、多量排出者が前条第 2 項に規定する減量化等計画書によってもなお努力が不足していると認めるときは、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(占有者等の協力義務)

第 16 条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は、管理者とする。)又は事業者(以下「占有者等」という。)は、容易に処分することができる一般廃棄物を生活環境の保全上支障のない方法により、自ら処分するように努めるとともに、自ら処分できない一般廃棄物については、収集運搬及び処分が容易にできるよう協力しなければならない。

2 占有者等は、法第 6 条の 2 第 1 項の規定により、本市が行う一般廃棄物の収集に際し、次に掲げるものを混入してはならない。

(1) 有毒性物質を含むもの

- (2) 著しく悪臭を発するもの
- (3) 危険性のあるもの
- (4) 容積又は重量の著しく大きいもの
- (5) 前各号に定めるもののほか、生活環境の保全上特に適正な処理を必要とするもの及びその処理に支障を及ぼすおそれのあるもの

3 占有者等は、一般廃棄物又は産業廃棄物を市の施設で処理しようとするときは、市長に届け出て承認を得なければならない。この場合において、それらを高座清掃施設組合で処理しようとするときは、市長に届け出るとともに、高座清掃施設組合長の承認を得なければならない。
(一般廃棄物の自己処理の基準)

第 17 条 占有者等は、自ら一般廃棄物の運搬又は処分等を行うときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)第 3 条又は第 4 条の 2 に定める基準に従わなければならない。

(製品等の適正処理の確保)

第 18 条 事業者は、物の製造、加工、販売等の際し、廃棄物となった場合に適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発に努めること、当該製品、容器等の使用者等に対してその適正な処理方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、適正な処理が困難になることがないようにしなければならない。

(適正処理困難物の指定等)

第 19 条 市長は、製品、容器等で、廃棄された場合にその適正な処理が困難となるものを適正処理困難物として指定し、公表することができる。

2 前項に規定する適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者は、自らの責任で当該適正処理困難物を下取り等の方法により回収しなければならない。

3 市長は、前項の規定による回収を実行しない事業者に対しては、期限を定めて、回収するよう勧告することができる。

(計画の推進)

第 20 条 本市は、法第 6 条第 1 項の規定により定める一般廃棄物処理計画に基づき、一般廃棄物の処理等を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(計画の策定等)

第 21 条 市長は、一般廃棄物処理計画の基本的事項を策定したときは、公示するものとする。

2 前項の規定は、一般廃棄物処理計画の基本的事項を変更する場合に準用する。

(清潔の保持等)

第 22 条 何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

2 前項に規定する公共の場所の管理者は、当該公共の場所の清潔を保持し、みだりに廃棄物が捨てられることのない環境づくりに努めなければならない。

3 第 1 項に規定する公共の場所の管理者は、減量化及び資源化を推進するため、再生利用等が可能な廃棄物を分別して回収できるような施設、設備等を備えるように努めなければならない。
(土地の管理)

第 23 条 土地を所有し、占有し、又は管理する者(以下「土地所有者等」という。)は、その所有し、占有し、又は管理する土地に、みだりに廃棄物が捨てられることのないよう必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、土地所有者等が前項に規定する必要な措置を講じていないと認めるときは、当該土地所有者等に対して勧告することができる。

3 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地に廃棄物が捨てられたときは、その廃棄物を自らの責任で処理しなければならない。

(一般廃棄物処理手数料)

第 24 条 市長は、法第 6 条の 2 第 1 項の規定に基づき一般廃棄物を収集し、運搬し、及び処分

するときは、排出者から別表第1に掲げる手数料を徴収するものとする。

2 前項の規定による手数料の基礎となる数量及び人員は、市長の認定するところによる。

(平 12 条例 17・一部改正)

(一般廃棄物処理手数料の免除)

第 24 条の 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、前条第 1 項に定める手数料を減免することができる。ただし、第 1 号及び第 2 号に掲げる者から、別表第 1 に規定するし尿に関する処理手数料を徴収する場合については、この限りではない。

(1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定による保護を受けている者

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)の規定による支援給付を受けている者

(3) その他市長が特別の理由があると認める者
(平 12 条例 17・追加、平 20 条例 8・一部改正)
(産業廃棄物処理費用)

第 25 条 法第 13 条第 2 項の規定による産業廃棄物の処理費用は、別表第 2 に掲げる額とする。
(一般廃棄物収集運搬業等の許可申請手数料等)

第 26 条 法第 7 条第 1 項若しくは第 6 項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業(以下「一般廃棄物収集運搬業等」という。)の許可を受けようとする者、法第 7 条の 2 第 1 項の規定により一般廃棄物収集運搬業等の事業範囲の変更の許可を受けようとする者、浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)第 35 条第 1 項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者又はこれらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするものは、申請の際、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

(1) 一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料 1 件につき 5,000 円

(2) 一般廃棄物処分業許可申請手数料 1 件につき 5,000 円

(3) 一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料 1 件につき 5,000 円

(4) 一般廃棄物処分業変更許可申請手数料 1 件につき 5,000 円

(5) 浄化槽清掃業許可申請手数料 1 件につき 5,000 円

(6) 一般廃棄物収集運搬業許可証再交付申請手数料 1 件につき 3,000 円

(7) 一般廃棄物処分業許可証再交付申請手数料 1 件につき 3,000 円

(8) 浄化槽清掃業許可証再交付申請手数料 1 件につき 3,000 円

2 既に納付された手数料は、還付しない。

(平 12 条例 17・平 16 条例 2・一部改正)

(報告の徴収等)

第 27 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、占有者等に対し、当該廃棄物の処理に関して必要な報告を求め、又は指示をすることができる。

(立入調査)

第 28 条 市長は、法第 19 条第 1 項に規定する場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、占有者等の土地又は建物に立ち入り、必要な調査をさせることができる。
(委任)

第 29 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
(旧条例の廃止)

2 綾瀬市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和 47 年綾瀬町条例第 17 号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。
(経過措置)

3 この条例の施行の際、旧条例の規定に基づき行われた手続、その他の行為で、現に効力を有す

るものは、この条例の規定によりなされた行為とみなす。

附 則(平成 7 年 3 月 30 日条例第 9 号)

この条例は、平成 7 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 30 日条例第 17 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月 15 日条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 9 月 30 日条例第 23 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 動物の死体の項を削る改正規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。(経過措置)

- 2 この条例による改正後の綾瀬市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例別表第 1 の規定は、施行の日以後に申込みのあった粗大ごみの手数料について適用し、同日前に申込みのあった粗大ごみの手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日条例第 8 号)

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 8 月 4 日条例第 23 号)

この条例は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 12 月 18 日条例第 33 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。(経過措置)
- 2 この条例による改正後の綾瀬市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に収集したし尿に関する処理手数料について適用し、同日前に収集したし尿に関する処理手数料については、なお従前の例による。

別表第 1(第 24 条関係)

(平 7 条例 9・平 17 条例 23・一部改正)

種類	取扱区分	手数料
し尿	(1) 一般家庭及びこれに準ずるものから排出されるもので人員によるもの	1 人月額 100 円
	(2) 1 月に 1 回を超えてくみ取る場合	1 回 200 円
	(3) 一般家庭及びこれに準ずるものから排出されるもので従量によるもの	36 リットル 100 円
	(4) 事業所・工場等	36 リットル 120 円
	(5) 世帯割(事業所・工場等を除く。)	1 世帯 100 円
	(6) 汚水処理	2t 車両 1 回 700 円
上記以外の一般廃棄物	(1) 一般家庭から排出される粗大ごみ	
	ア 市が戸別に訪問して収集するとき。	1 個 700 円
	イ 市長が指定する場所に自ら搬入するとき。	1 個 300 円
	(2) 排出量が常時 1 日平均 10 キログラム以上又は一時に 100 キログラム以上のもの(ただし、前号の規定によるものは除く。)を収集するとき。	1 キログラム 13 円
(3) 前号の算定基準によることが著しく実情に合わないとき。	1 立方メートル 1,500 円	

備考

- 1 し尿の処理手数料を算出する基礎となる数量が 36 リットル未満のとき、又はその数量に 36 リットル未満の端数があるときは、その数量を 36 リットルとして計算する。
- 2 一般家庭から排出された粗大ごみとは、耐久消費財等の大型の固形廃棄物で市長が別に定めるものとする。
- 3 上記以外の一般廃棄物の項第 2 号及び第 3 号の手数を算出する基礎となる数量が、1 キログラム若しくは 1 立方メートル未満のとき又はその数量に 1 キログラム若しくは 1 立方メートル未満の端数があるときは、その数量を 1 キログラム又は 1 立方メートルとして計算する。

別表第 2(第 25 条関係)

種類	取扱区分	費用
産業廃棄物	(1) 市長の指定する処理施設へ搬入するとき。	1 キログラム 15 円
	(2) 前号の算定基準によることが著しく実情に合わないとき市長が認めるとき。	1 立方メートル 2,500 円

備考 産業廃棄物の処理に要する費用を算出する場合において、搬入数量が 1 キログラム若しくは 1 立方メートル未満のとき又はその数量に 1 キログラム若しくは 1 立方メートル未満の端数があるときは、その数量を 1 キログラム又は 1 立方メートルとして計算する。

綾瀬市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例施行規則

平成 5 年 3 月 30 日

規則第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)、浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)及び綾瀬市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例(平成 5 年綾瀬市条例第 9 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、法、浄化槽法及び条例の例による。

(処理業等許可申請等)

第 3 条 法第 7 条第 1 項及び第 6 項の規定による一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業又は浄化槽法第 35 条第 1 項の規定による浄化槽清掃業(以下「処理業等」という。)の許可を受けようとする者は、許可申請書(第 1 号様式)を市長に提出しなければならない。

2 一般廃棄物処理業の許可を受けた者で、法第 7 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定により事業範囲の変更の許可を受けようとするものは、一般廃棄物処理業変更許可申請書(第 2 号様式)を市長に提出しなければならない。

3 処理業等の許可を受けた者(以下「許可業者」という。)は、住所その他廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第 35 号)第 2 条の 6 第 1 項に定める事項又は環境省関係浄化槽法施行規則(昭和 59 年厚生省令第 17 号。以下「浄化槽規則」という。)第 10 条に定める申請書若しくは添付書類の記載事項を変更したときは、許可申請事項変更届(第 3 号様式)を市長に提出しなければならない。(平 12 規則 58・平 16 規則 31・平 20 規則 9・一部改正)

(処理業等の許可基準)

第4条 法第7条第1項若しくは第6項又は浄化槽法第35条第1項の規定により、一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業又は浄化槽清掃業の許可をする場合の基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 申請者が自ら業務を実施する者であること。
- (2) 申請者が綾瀬市内に住所を有する者(法人にあつては主たる事務所又は営業所を有する者)であること。
- (3) 一般廃棄物処理業にあつては、申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第3条に定める事項を実施するために必要な人員、車両(格納出来る車庫を有するものに限る。)、設備、器材及び経理的基礎を有し、かつ、業務を的確に遂行できる能力を有する者であること。
(平16規則31・平20規則9・一部改正)
(許可証の交付)

第5条 市長は、許可業者に対し、許可証(第4号様式)を交付する。

- 2 許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
(許可証の再交付)

第6条 許可業者は、許可証を亡失し、毀損し、又は汚損したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出て許可証の再交付を受けなければならない。

- 2 前項の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、許可証再交付申請書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。
(処理業等の廃止及び休止)

第7条 許可業者は、その事業の全部若しくは一部を廃止し、又は休止したときは、廃止し、又は休止した日から一般廃棄物処理業にあつては10日以内、浄化槽清掃業にあつては30日以内に事業廃止(休止)届(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(許可の取消し等)

第8条 市長は、法第7条の3、法第7条の4又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消すときは、許可取消書(第7号様式)により、事業の全部又は一部の停止を命ずるときは、事業停止命令書(第8号様式)により行うものとする。

(平12規則22・全改、平16規則31・一部改正)
(許可証の返還)

第9条 許可業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可証を市長に返還しなければならない。

- (1) 許可証の有効期間が満了したとき。
- (2) 許可を取り消されたとき。
- (3) 処理業等を廃止したとき。

2 許可業者は、前条の規定により、事業の全部の停止を命ぜられた場合又は第7条の規定により事業の全部を休止した場合は、許可証を一時市長に返還しなければならない。

(平12規則22・一部改正)
(実績報告書の提出)

第10条 許可業者は、一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分又は浄化槽の清掃に関する前月の実績を、毎月10日までに業務実績報告書(第9号様式)により市長に報告しなければならない。
(多量排出者及び減量化等計画書)

第10条の2 条例第14条第1項に規定する多量排出者とは、事業系一般廃棄物を前年度(毎年4月1日から始まり、翌年3月31日までを終わりとする期間を年度とし、当該年度の前の年度をいう。以下同じ。)において、毎月5トン以上を継続して排出した者又は延べ60トン以上を排出した者とする。

2 条例第14条第2項に規定する減量化等計画書の提出は、減量化等計画書(第9号様式の2)により、同条第1項に規定する指示を受けた日から30日以内に行わなければならない。

(平20規則9・追加)

(一般廃棄物又は産業廃棄物の処理届出)

第11条 条例第16条第3項の規定による届出は、一般廃棄物(産業廃棄物)処理届出書(第10号様式)によるものとする。

2 前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(手数料等の算出基礎)

第12条 し尿の手数料を算出する基礎となる世帯人員は、毎月1日現在における人員による。ただし、月の途中から使用を開始した世帯については、その月は従量料金とし、月の途中で廃止した世帯については、その月の1日現在の世帯人員及び従量料金によるものとする。

(手数料等の徴収方法)

第13条 条例第24条に規定する手数料の徴収方法は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) し尿に係る手数料は、収集又は処理の都度現金により徴収する。ただし、当該方法によりがたいと市長が認めるときは、3箇月ごとに納入通知書により徴収する。

(2) 一般家庭から排出される粗大ごみで、市長が指定する場所に自ら搬入するときの手数料は、搬入の都度現金(現金の納付に代わるものとして市長が指定する方法を含む。)により徴収する。

(3) 前2号に規定するもの以外の一般廃棄物に係る手数料は、その都度納入通知書により徴収する。

2 条例第26条に規定する許可申請手数料等の徴収方法は、納入通知書によるものとする。

(平17規則48・一部改正)

(手数料の免除の申請)

第14条 条例第24条の2の規定により一般廃棄物処理手数料の免除を受けようとする者は、一般

廃棄物処理手数料免除申請書(第11号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めるものについては、この限りでない。

(平12規則22・全改)

(一般廃棄物等の新規(変更)処理の届出)

第15条 占有者等は、一般廃棄物の処理を新たに受けようとする場合又は動物等の死体を自ら処理することが困難な場合は、事前に市長に届け出るものとし、し尿及び汚水処理を申し込む場合は、し尿・汚水処理申込書(第12号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

3 占有者等は、ごみ収集所を設置又は変更する場合には、地域の状態を考慮し、地区(おおむね20戸以上)を形成して、ごみ収集所設置(変更)申込書(第13号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(平12規則22・平20規則9・一部改正)

(多量の一般廃棄物の運搬等の指示)

第16条 市長は、常時1日平均10キログラム以上又は一時に100キログラム以上の一般廃棄物を生ずる占有者等に対し、当該一般廃棄物を搬入すべき場所及び方法等を指示することができる。

(身分証明書の携帯)

第17条 職員は、法第19条第1項の規定による立入検査及び条例第28条の規定による立入調査を行うときは、その身分を示す身分証明書(第14号様式)を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第18条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

(綾瀬市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の廃止)

- 2 綾瀬市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(昭和47年綾瀬市規則第8号)は、廃止する。

附 則(平成12年3月31日規則第22号)
(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成12年12月5日規則第58号)
この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成16年6月25日規則第31号)
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成17年12月1日規則第48号)
(施行期日)

- 1 この規則中第1条の規定は平成17年12月1日から、第2条の規定は平成18年4月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成20年3月31日規則第9号)
(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成20年11月19日規則第25号)
(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成24年6月28日規則第27号)

- この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成25年4月1日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年10月21日規則第35号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第13条第1項第2号の改正規定は、令和3年10月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

綾瀬市リサイクルプラザ条例

平成 12 年 3 月 30 日

条例第 19 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、綾瀬市リサイクルプラザの設置、管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 廃棄物の再利用を促進し、資源の有効利用に関する市民の意識の啓発を図ることにより、資源を循環的に利用する社会の形成に寄与するための施設として、綾瀬市リサイクルプラザ(以下「プラザ」という。)を綾瀬市吉岡 1643 番地 1 に設置する。

(事業)

第 3 条 プラザは、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 廃棄物の再用品の展示及び提供に関すること。
- (2) 廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する講座、研修会等の開催に関すること。
- (4) その他設置目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(利用の承認)

第 4 条 プラザを利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付けることができる。

(利用の制限)

第 5 条 市長は、前条第 1 項の規定により利用の承認を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の承認をしない。

(1) 営利を目的として利用すると認められるとき。

(2) プラザにおける秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

(3) プラザの施設を損傷するおそれがあると認められるとき。

(4) 集团的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(5) その他市長が管理上支障があると認めるとき。

(目的外利用の禁止)

第 6 条 プラザの利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、承認を受けた目的以外に利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用料)

第 7 条 利用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、前納とする。

(平 25 条例 15・追加)

(使用料の不還付)

第 8 条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、市長が災害その他利用者の責めに帰さない理由によりプラザを利用することができないと認めるときは、この限りでない。

(平 25 条例 15・追加)

(使用料の減免)

第 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第 7 条の使用料を減免することができる。

(1) 市又は市の機関が主催する行事等を行うとき。

(2) 市立の小学校、中学校又は保育園が教育又は保育活動のために利用するとき。

(3) 市内の高等学校(高等専門学校を含む。)又は私立保育園若しくは幼稚園が教育又は保育活動のために利用するとき。

(4) 半数以上が市内に在住する障害者又は障害児で構成された団体が利用するとき。

(5) 半数以上が市内に在住する中学生以下の者で構成された団体が利用するとき。

(6) 社会福祉関係団体、地域コミュニティ団体、社会教育関係団体、教育関係団体その他公共的又は公益的団体がその設立目的のための活動で利用するとき(営利目的で利用する場合を除く。)

(平 25 条例 15・追加)

(利用承認の取消し等)

第 10 条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の承認を取り消し、又は利用を中止させ、若しくは変更させることができる。この場合において、利用者に損害を生ずることがあっても、市長はその責任を負わない。

(1) 第 5 条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則等に違反したとき。

(3) 災害その他やむを得ない理由により市長が必要と認めたとき。

(平 25 条例 15・旧第 7 条繰下)

(入館の制限)

第 11 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者には、プラザへの入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

(1) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(2) その他プラザの管理上支障があると認められる者

(平 25 条例 15・旧第 8 条繰下)

(物品販売等の禁止)

第 12 条 プラザにおいて、物品の販売、広告、宣伝、寄附募集行為その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(平 25 条例 15・旧第 9 条繰下)

(原状回復の義務)

第 13 条 利用者は、プラザの利用が終了したとき、又は第 10 条の規定により利用の承認を取り消され、若しくは利用を中止されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用は利用者が負担しなければならない。

(平 25 条例 15・旧第 10 条繰下・一部改正)

(損害賠償)

第 14 条 プラザの施設を故意又は過失により損傷し、又は滅失させた者は、市長の指示に従いこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(平 25 条例 15・旧第 11 条繰下)

(委任)

第 15 条 この条例に定めるもののほか、プラザの管理等に関し必要な事項は、規則で定める。

(平 18 条例 14・旧第 13 条繰上、平 25 条例 15・旧第 12 条繰下)

附 則

この条例は、平成 12 年 7 月 3 日から施行する。ただし、第 4 条から第 7 条まで及び第 13 条の規定は、平成 12 年 4 月 3 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 28 日条例第 14 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 26 日条例第 15 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この条例による改正後の綾瀬市リサイクルプラザ条例の規定は、平成 25 年 10 月 1 日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

別表(第7条関係)

(平25条例15・追加)

施設名	使用料の額
研修室 展示ホール 市民工房室	1時間 200円

備考 市民(本市に居住し、通勤し、又は通学する個人。以下同じ。)以外の者が代表となっている団体又は市民以外の者が過半数で構成されている団体の使用料は、本表に規定する額を2倍した額とする。

綾瀬市リサイクルプラザ条例施行規則

平成12年3月30日

規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、綾瀬市リサイクルプラザ条例(平成12年綾瀬市条例第19号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 綾瀬市リサイクルプラザ(以下「プラザ」という。)の休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の翌日
- (3) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長は必要があると認めるときは、同項に規定する休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(開館時間)

第3条 プラザの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(利用の申請手続)

第4条 条例第4条の規定により、利用の承認を受けようとする者は、利用期日の3月前から前日までに綾瀬市リサイクルプラザ利用申請書(第1号様式)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の利用申請書の受付時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

(平25規則11・一部改正)

(利用の承認等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその利用を承認する又は承認しないことを決定し、その旨を通知するものとする。

2 前項の規定により承認を受けた者は、使用料を納付し、綾瀬市リサイクルプラザ利用承認書兼領収書(第2号様式)の交付を受けるものとする。

(平25規則11・一部改正)

(使用料の減免額)

第6条 条例第9条の規定による使用料の減免は、次の各号に定めるところによる。

(1) 条例第9条第1号又は第2号に該当するとき。
免除

(2) 条例第9条第3号から第7号までに該当するとき。 5割の減額
(平25規則11・追加)

(利用者の遵守事項)

第7条 施設を利用する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 施設及び設備を損傷又は滅失したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、その指示を受けること。

(2) 利用後の清掃、整頓、火気取締り等を充分すること。

(3) その他プラザ職員の指示に従い、利用後は、職員に報告し点検を受けること。

(平25規則11・旧第6条繰下)

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(平18規則9・旧第8条繰上、平25規則11・旧第7条繰下)

附則

この規則は、平成12年7月3日から施行する。ただし、第4条、第5条及び第8条の規定は、平成12年4月3日から施行する。

附則(平成18年3月28日規則第9号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附則(平成25年3月26日規則第11号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の綾瀬市リサイクルプラザ条例施行規則の規定は、平成25年10月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

綾瀬市資源回収事業実施要綱

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 資源化分別収集事業(第3条～第9条)

第3章 集団資源回収事業(第10条～第15条)

第4章 買上げ代金(第16条・第17条)

第5章 助成金(第18条～第24条)

第6章 雑則(第25条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、資源の有効再利用を図るとともに、ごみの減量化による経費の軽減、地域コミュニティー活動の増進等に寄与するため、家庭等から出されるごみの中の有価物等を市民が排出することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 この要綱に基づき行う事業は、資源化分別収集事業及び集団資源回収事業とする。

第2章 資源化分別収集事業

(実施主体)

第3条 資源化分別収集事業は、市が自治会の協力を得て実施する。

(協力依頼)

第4条 資源化分別収集事業を円滑に行うため、市長は、綾瀬市リサイクル協同組合(以下「組合」という。)に資源回収の協力を依頼するものとする。

(回収対象物)

第5条 資源化分別収集事業の回収対象物は、次の各号に掲げる品目とする。

- (1) プラスチック
- (2) 資源となる紙
- (3) 新聞

- (4) 雑誌
- (5) ダンボール
- (6) 廃食用油
- (7) アルミ
- (8) スチール缶
- (9) 小型家電・金属類
- (10) 生きびん
- (11) 透明のびん
- (12) 茶のびん
- (13) その他のびん
- (14) 牛乳パック
- (15) スプレー缶
- (16) 布類
- (17) ペットボトル
- (18) 蛍光灯
- (19) 電池
- (20) 無価値物

(収集所の設置)

第 6 条 資源化分別収集事業の収集所は、資源化分別収集専用収集所（以下「収集所」という。）をおおむね 100 世帯に 1 箇所設置するものとする。

(実施方法)

第 7 条 資源化分別収集事業は、収集所に配置された回収容器に資源物等を分別して排出することにより行う。

2 回収容器の設置及び回収は、原則として組合に委託して行う。

(収集日等)

第 8 条 資源化分別収集事業の収集日は、おおむね 1 週間に 1 回市長が指定する日とする。

2 資源化分別収集事業実施に伴う資源物等の排出は、午前 7 時から同 8 時 30 分までとする。

(あやせ資源化推進員)

第 9 条 資源化分別収集事業を円滑に行うため、当該事業を実施する自治会（以下「実

施自治会」という。）にあやせ資源化推進員（以下「推進員」という。）を置く。

2 推進員は、資源物等の分別指導を行う。

3 推進員に関し必要な事項は、別に定める。

第 3 章 集団資源回収事業

(実施主体)

第 10 条 集団資源回収事業は、自治会、子供会、P T A その他の営利を目的としない団体が定期的に資源回収を行うものとして市に登録されたもの（以下「登録団体」という。）が実施する。

2 前項の登録を受けようとする団体は、綾瀬市集団資源回収事業実施団体登録申請書（第 1 号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査のうえ登録の適否を決定し、登録団体には、綾瀬市集団資源回収事業実施団体登録証（第 2 号様式）を交付する。

(回収業者)

第 11 条 集団資源回収事業の資源回収を行う業者（以下「回収業者」という。）は、登録制とする。ただし、組合に加入している業者にあっては、この限りでない。

2 前項の登録を希望する者は、綾瀬市資源回収業者登録申請書（第 3 号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査のうえ登録の適否を決定し、綾瀬市資源回収業者登録決定通知書（第 4 号様式）により申請者に通知するものとする。

4 市長は、登録をした回収業者に対し、綾瀬市資源回収業者登録証（第 5 号様式）を交付する。

(回収対象物)

第 12 条 集団資源回収事業の回収対象物は、有価物全般とする。

(実施方法)

第 13 条 集団資源回収事業は、登録団体が資源物の回収を行い、当該登録団体が指定する日時及び場所において回収業者に引き渡すものとする。

(実績報告)

第 14 条 登録団体は、集団資源回収事業を行ったときは、綾瀬市集団資源回収事業実績報告書(第 6 号様式)及び業者が発行する有価物買上通知書により速やかに市長に実績を報告しなければならない。

(空き缶プレス機及び回収容器の貸付け)

第 15 条 削除

第 4 章 買上げ代金

(通知書の発行)

第 16 条 組合は、有価物を買上げたときは、有価物買上通知書を市に発行するものとする。

2 回収業者が登録団体から有価物を買上げた場合は、有価物買上通知書又は、買上通知書に代わるものを登録団体に発行するものとする。

(買上げ代金の支払い)

第 17 条 有価物の買上げ代金は、有価物買上通知書に基づき資源化分別収集事業にあっては組合から市に、集団資源回収事業にあっては回収業者から登録団体に支払うものとする。

第 5 章 助成金

(登録団体等に対する助成金)

第 18 条 市長は、有価物等を回収した実施自治会及び登録団体に対し、資源回収事業助成金(以下「助成金」という。)を交付する。

2 助成金は、有価物等の重量に対し、予算の範囲内にて算出する。ただし、1 キログラム未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

(交付申請)

第 19 条 助成金の交付を受けようとする者は、綾瀬市資源回収事業助成金交付申請書(第 7 号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第 20 条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査のうえその適否を決定し、綾瀬市資源回収事業助成金交付決定通知書(第 8 号様式)により申請者に通知する。

(交付の請求)

第 21 条 前条の規定により交付の決定を受けた者は、助成金の交付を市長に請求する。
(交付)

第 22 条 市長は、前条の請求があったときは、3 箇月ごとに取りまとめて助成金を交付する。

(返還)

第 23 条 市長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者がいるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取り消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、その返還を求めることができる。

(実績報告)

第 24 条 助成金の交付を受けた自治会及び登録団体は、資源回収事業助成金実績報告書(第 9 号様式)を会計年度終了後の 5 月 20 日までに市長に提出しなければならない。

第 6 章 雑則

(委任)

第 25 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

(旧要綱の廃止)

- 2 綾瀬市資源回収事業実施要綱(昭和59年8月1日施行。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 旧要綱の規定に基づき行った登録、交付決定等の行為は、この要綱の規定に基づき行ったものとみなす。

附則(昭和61年4月1日)

この要綱は、公表の日から施行する。

附則(昭和61年12月1日)

この要綱は、公表の日から施行する。

附則(平成3年4月1日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第18条第1項の規定は、公表の日以後に事業を実施したものから適用し、同日前に実施したものについては、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附則

この要綱は、平成22年5月30日から施行する。

○綾瀬市粗大ごみ取扱業務実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が行う一般家庭から排出される粗大ごみの取扱業務の円滑な

推進を図るため、当該業務の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 粗大ごみとは、一般家庭の日常生活において不用とされた耐久消費財等の固

形廃棄物で、1辺又は直径が50センチメートル以上2メートル未満を基準とし

て、家具、家電製品、布団、じゅうたんなど、市が安全に収集できるものをいう。

(搬入場所)

第3条 綾瀬市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例(平成5年綾瀬市

条例第9号。以下「条例」という。)別表第1上記以外

の一般廃棄物の項第1号イに規定する市長が指定する場所は、綾瀬市リサイクルプラザ(以下「プラザ」とい

う。)とする。

(戸別収集の申込み及び収集日)

第4条 条例別表第1上記以外の一般廃棄物の項第1号アに規定する戸別収集(以

下「戸別収集」という。)は、次に掲げるいずれかの方法により申し込むものとする。

(1) プラザへの電話申込み

(2) プラザへの窓口申込み

(3) 市長が認める電子情報処理組織による申請

2 受付は、午前8時30分から午後5時までとする。

3 受付を行わない日は、次に掲げる日とする。

(1) 1月1日から同月3日まで及び12月31日

(2) 1月4日及び12月28日から同月30日まで(これらの日が日曜日である場合

に限る。)

4 戸別収集は、月曜日から金曜日までとする。ただし、次に掲げる日を除く。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(2) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

5 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、臨時に受付若しくは戸

別収集を行い、又は受付若しくは戸別収集を行わないことができる。

(プラザへの搬入)

第5条 第3条に規定するプラザへの搬入は、火曜日から土曜日まで(1月1日から

同月3日まで及び12月28日から同月31日までを除く。)の午前9時から正午

まで及び午後1時から午後4時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、

臨時に搬入し、又は搬入を受け付けないことができる。

2 災害等により発生した粗大ごみは、高座清掃施設組合が運営する高座クリーンセ

ンターに直接臨時搬入することができる。ただし、搬入にあたっては、高座清掃施設組合の規定によるものとする。

(個数の取扱い)

第6条 条例別表第1上記以外の一般廃棄物の項第1号に規定する粗大ごみ1個の取

扱いについては、別に定めるものとする。

(取扱個数等の制限)

第7条 戸別収集の取扱個数は、1世帯1回当たり5個以内とする。ただし、居所の

変更を伴う戸別収集である場合は、この限りではない。

2 プラザへの搬入に自動車を使用するときは、貨物自動車運送事業法(平成元年法

律第83号)第2条に定める貨物自動車運送事業の用に供する車両及び最大積載量

が2トンを超える貨物自動車による搬入は認めないものとする。

(処理手数料の徴収方法)

第8条 条例第24条に規定する手数料は、現金(現金の納付に代わるものとして市

長が指定する方法を含む。)により徴収する。

(戸別収集の持ち出し場所及び方法)

第9条 粗大ごみには、収集の前までに氏名と粗大ごみである旨を記載した張り紙を貼り、ベランダ等の建物に接する部分を除く屋外の収集しやすい場所に置いておくものとする。

(その他)

第10条 第2条に規定する粗大ごみに該当しないものであっても、戸別収集を希望し、市長が必要であると認めるとき、粗大ごみと同様に手数料を納付する場合には、同条の規定にかかわらず、粗大ごみとして取り扱うものとする。

2 特定家庭用機器再商品化施行令(平成10年政令第378号)第1条に規定する機械器具等市が排出禁止のごみとしているものについては、取り扱わないものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、粗大ごみ取扱業務の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、改正前の綾瀬市粗大ごみ戸別収集実施要綱第4条の規定により収集の申込みのあった粗大ごみの収集については、なお従前の例による。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の綾瀬市粗大ごみ取扱業務実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に

申し込みのあった粗大ごみの取扱について適用し、同日以前に申し込みのあったものについては、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和4年11月25日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年8月19日から施行する。

綾瀬市リサイクルプラザ運営委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市リサイクルプラザ運営委員会の設置、組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 綾瀬市リサイクルプラザの事業を円滑に行い、適正に運営するため、綾瀬市リサイクルプラザ運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第3条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 綾瀬市リサイクルプラザ(以下「プラザ」という。)の事業計画に関すること。
- (2) プラザの運営方法に関すること。
- (3) 再利用品の展示及び提供に関すること。
- (4) その他プラザに関すること。

(組織)

第4条 委員会は、学識経験を有する者及び市民の代表者10人以内の委員をもって組織し、委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第6条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、プラザ主管課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

綾瀬市生ごみ処理容器補助金交付要綱

(趣旨)

第1条この要綱は、ごみの減量化対策の一環として、家庭及び事業所から排出される生ごみの減量化又は堆肥化を図ることを目的とし、生ごみ処理容器(以下「処理容器」という。)を購入し、設置した者に対し、その購入費用の一部を補助することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則(昭和51年綾瀬町規則第15号。以下、「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条この要綱において処理容器とは、厨芥類の生ごみを電力で処理し、又は土中等の微生物等の活動を利用し分解させて、その量を減量化又は堆肥化するものをいう。

(補助対象者)

第3条補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に規定する全ての要件を満たす者とする。

(1) 市内に住所を有し、現に居住する個人又は市内において事業を営む、中小企業基本法(昭和三十八年七月二十日法律第百五十四号)第2条第5項に規定する小規模企業者(以下「小規模企業者」という。)で、処理容器を継続的に使用するもの。

(2) 補助対象者及び補助対象者(個人に限る。)の属する世帯員が5年以内に当該補助金の交付決定を受けていない者

(3) 補助対象者及び補助対象者(個人に限る。)の属する世帯員が市税及び清掃手数料に未納がない者

(4) 綾瀬市暴力団条例(平成23年綾瀬市条例第9号)第2条第2号から第5号の規定に該当しない者2前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

(処理容器の基準)

第4条補助金の対象となる処理容器は、次に掲げる要件を備えたものとする。

(1) 材質が耐水性及び耐久性を備え、臭気等の発散及び雨水等の流入を防止し、電力若しくは微生物等の活動を利用し、生ごみを減量化又は堆肥化できるもの

(2) 設置方法及び使用方法等についての十分な説明書が添付され、不明な点についての問い合わせ先(メーカー又は販売店等)が明示されているもの

(3) 購入する処理容器についての領収書又は、支払いの事実が確認できる書類が発行されるもの(補助金の額)

第5条補助金の額は、処理容器本体の購入金額の10分の9(100円未満は切り捨て。)とし、予算の範囲内で補助する。ただし、補助金の交付を受けようとする者及びその者の属する世帯の補助限度額は、50,000円とする。

2前項の購入金額は、割引や保有ポイント使用分等を差し引き、その額から消費税及び地方消費税額を除いた額とする。

(補助金交付申請)

第6条補助金の交付を受けようとする者は、生ごみ処理容器補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 購入した処理容器についての領収書又は支払いの事実が確認できる書類

(2) 役員名簿及び従業員数が確認できる書類(小規模企業者に限る。)

(3) その他市長が必要と認める書類(交付決定の通知)

第7条市長は、前条の規定により補助金の交付申請を受けたときは、これを審査し、交付の適否について生ごみ処理容器補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、生ごみ処理容器補助金交付請求書(第3号様式)に生ごみ処理容器補助金交付決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(設置者の義務等)

第9条処理容器を設置した者は、常に良好な状態で生ごみを処理するよう維持管理に努めなければならない。

(交付決定の取消し等)

第10条市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 当該補助金の交付決定を受けたものが、この要綱に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により当該補助金の交付を受けたとき。

(財産の処分の制限)

第11条規則第15条ただし書に規定する市長が定める期間は、5年とする。

(委任)

第12条この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の綾瀬市生ごみ処理容器補助金交付要綱は、平成7年4月1日以降に設置した処理容器について適用し、平成7年3月31日以前に設置した処理容器については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成9年6月18日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の綾瀬市生ごみ処理容器補助金交付要綱は、平成9年4月1日以降に設置した処理容器について適用し、平成9年3月31日以前に設置した処理容器については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 この要綱による改正後の綾瀬市生ごみ処理容器補助金交付要綱は、平成12年4月1日以降に購入し設置した処理容器について適用し、平成12年3月31日以前に購入し設置した処理容器については、なお従前の例による。

3 改正後の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間必要な調整をして使用することができる。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 この要綱による改正後の綾瀬市生ごみ処理容器補助金交付要綱は、平成19年4月1日以降に購入し設置した処理容器について適用し、平成19年3月31日以前に購入し設置した処理容器については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 この要綱による改正後の綾瀬市生ごみ処理容器補助金交付要綱は、平成22年4月1日以降に購入し設置した処理容器について適用し、平成22年3月31日以前に購入し設置した処理容器については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 この要綱による改正後の綾瀬市生ごみ処理容器補助金交付要綱は、平成23年4月1日以降に購入し設置した処理容器について適用し、平成23年3月31日以前に購入し設置した処理容器については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の綾瀬市生ごみ処理容器補助金交付要綱は、施行の日以降に購入し設置した処理容器について適用し、施行の前日に購入し設置した処理容器については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の綾瀬市生ごみ処理容器補助金交付要綱は、施行の日以後に購入し設置した処理容器について適用し、施行の前日に購入し設置した処理容器については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

綾瀬市違反ごみ監視カメラシステムの運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ごみ収集所への悪質な違反ごみの投棄の未然防止を目的に設置する違反ごみ監視カメラシステムの運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ごみ収集所 綾瀬市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例施行規則(平成5年綾瀬市規則第7号)第15条第3項の規定に基づき設置されたものをいう。

(2) 違反ごみ ごみ収集所において市が定めた方法に基づいて排出されていないごみ、又は指定収集日以外に排出されているごみをいう。

(3) 監視カメラシステム 違反ごみの多発地区等に設置し、撮影及び記録する装置をいう。

(4) 記録画像 監視カメラシステムによって記録された画像及び動画をいう。

(設置場所)

第3条 市長は、違反ごみ等が多発している場所の自治会又はごみ収集所を管理している者の申請に基づき、監視カメラシステムを設置するものとする。ただし、市長が設置を必要と認める場合は、この限りでない。

(管理責任者及び取扱者)

第4条 市長は、監視カメラシステムの適正な設置及び記録画像の適切な管理を図るため、監視カメラシステムの管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置くものとし、違反ごみ対策を所管する課等の長の職にある者をもって充てる。

2 市長は、管理責任者の指示を受けて監視カメラシステムの設置及び記録画像の管理を行う者(以下「取扱者」という。)を置くものとし、違反ごみ対策を所管する課等の職員をもって充てる。

(管理責任者の責務)

第5条 管理責任者は、記録画像の漏洩、流出等の

防止その他の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 管理責任者は、監視カメラシステムが設置又は作動している旨を表示しなければならない。

3 管理責任者は、記録画像から知り得た情報のみだりに他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(設置の申請等)

第6条 違反ごみが発生したごみ収集所の自治会の代表者又はごみ収集所を管理している者の代表者は、市長に対し監視カメラシステムの設置を、違反ごみ監視カメラシステム設置申請書(第1号様式)により申請することができる。

2 市長は、前項の申請があった場合において、次に掲げる要件を満たしていると認めるときは、監視カメラシステムの設置を決定し、違反ごみ監視カメラシステム設置決定通知書(第2号様式)により申請を行った者に通知するものとする。

(1) 監視カメラシステム設置場所の土地所有者に、当該設置等に係る承諾を得ていること。

(2) 監視カメラシステムを設置するために発生する費用を自らの負担とすること。

(3) 監視カメラシステム設置に関する確認書(第3号様式)を添付し、提出すること。

(設置期間)

第7条 監視カメラシステムの設置期間は、原則として1年を超えない範囲内の期間とする。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りではない。

(設置及び撤去)

第8条 監視カメラシステムの設置及び撤去は、原則として市職員が行うものとする。

2 監視カメラシステムは、電池交換等の維持管理の方法を考慮して、市長がその都度定める場所に設置するものとする。

(記録画像の取扱い)

第9条 記録画像の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 記録画像の取扱い

記録画像を取扱うことができる者は、管理責任者及

び取扱者に限定する。

(2) 記録画像の分析及び消去

記録画像の分析は、外部漏洩が防止できる環境において行い、分析の結果、違反ごみの発生の抑止等につながる記録画像以外のものは、保存せず速やかに消去するものとする。

(3) 記録画像の保存

記録画像は、監視カメラシステム専用の電子記録媒体に保存する。保存期間は原則として違反と考えられる事実を確認してから2週間とする。ただし、違反ごみの撤去等の目的において必要な場合は、当該目的の達成のために管理責任者が必要と認める期間に限り延長できる。

(記録画像の利用と提供)

第10条 保存している記録画像は、違反ごみの撤去等を指導するためのみに用いるものとする。ただし、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第69条第1項又は第2項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(記録画像の保管及び閲覧)

第11条 記録画像の保管及び閲覧は、次のとおりとする。

(1) 記録画像は、撮影時の記録画像のまま保管するよう努めなければならない。

(2) 記録画像の保存期間終了後は、速やかに消去を行うものとする。

(3) 記録画像の閲覧は、前条の場合に限るものとし、事前に管理責任者の許可を受けるものとする。この場合における画像の閲覧は、管理責任者が指定した場所で行い、許可を得ていない者は、その間、その場所に立ち入ることはできない。

(4) 記録画像の閲覧を行った場合は、その日時、目的、閲覧者、閲覧画像の範囲等を監視カメラ記録画像閲覧記録簿(第4号様式)に記録し、1年間保管するものとする。ただし、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第197条第2項の規定に基づく照会については、この限りではない。

(5) 第5条第3項の規定は、記録画像を閲覧した者について準用する。

(庶務)

第 1 2 条 監視カメラシステムの運用に関する庶務は、違反ごみ対策を所管する課等で行う。

(委任)

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 1 0 月 1 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

綾瀬市開発行為に関する指導要綱 (抜粋)

(ごみ収集所)

第 40 条 事業主は、住宅の建築を目的とする開発行為の場合は、地元自治会と協議のうえ、次の各号の定めるところにより、ごみ収集所を設置しなければならない。この場合において、その協議結果については、ごみ収集所・防犯灯協議報告書 (第 13 号様式) により市長に提出しなければならない。

(1) ごみ収集所の規模は、次の表による。

区分	事業の内容	設置規模
可燃ごみ	10 戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為	2 平方メートル以上かつ 1 戸当り 0.2 平方メートル以上 (ワンルーム集合住宅については、住宅戸数 2 戸を 1 戸とみなす。)
資源物・無価値物	50 戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為	15 平方メートル以上かつ 1 戸当り 0.2 平方メートル以上 (ワンルーム集合住宅については、住宅戸数 2 戸を 1 戸とみなす。) 可燃ごみとの併用も可とする

(2) ごみ収集所の位置は、市及び地元自治会と協議のうえ、原則として道路に接する場所とする。

(3) ごみ収集所は、細則に定める構造とする。

(4) ごみ収集所の施設及び用地は、原則として市に無償で移管するものとし、境界には市境界標を布設するものとする。ただし、集合住宅等の場合は、事業主又は利用者の管理とする。

(5) ごみ収集所内には、電柱等の障害物を設けないこと。

2 前項第 1 号の規定に該当しない住宅の建築を目的とする開発行為においては、事業主は、開発区域周辺の既存ごみ収集所の利用について地元自治会と事前に協議し、その結果をごみ収集所・防犯

灯協議報告書により市長に提出する。この場合において、利用について地元自治会の承諾が得られない場合は、前項の基準に準じ、ごみ収集所を設置するものとする。

(廃棄物)

第 41 条 事業主は、事業所等から排出される廃棄物を自己の責任において処理しなければならない。

綾瀬市開発行為に関する指導要綱細則 (抜粋)

(ごみ収集所)

第 39 条 要綱第 40 条第 1 項第 3 号に規定するごみ収集所の構造については、次の各号によるもののほか、別表第 2 を標準とする。

- (1) 周囲の景観に十分配慮したものにするとともに、鉄筋等により、十分な強度を確保する。
- (2) ごみの飛散防止のため 3 方向を囲うとともに床をコンクリートとし、雨水等が排除できるようこう配を設けるものとする。

○綾瀬市ごみ収集ネットボックス購入費補助金交付要綱

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、本市内に設置されている一般家庭から排出される可燃ごみの一時集積場所 (以下「ごみステーション」という。) におけるからす等の鳥獣によるごみの散乱を防止し、その周辺の美化を図ることを目的とするため、ごみ収集ネットボックス (以下「ネットボックス」という。) を購入し、設置した者に対し、その購入費の一部を補助することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則 (昭和 51 年綾瀬町規則第 15 号。以下「規則」という。) に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付を受けることができる者は、ごみステーションを実質的に維持管理している市内の自治会代表者及び特に市長が認めた者で、次の各号に規定する全ての要件を満たすものとする。

- (1) 購入したネットボックスを適正に維持管理できること。
- (2) 過去 5 年以内に、この要綱に基づく補助金の交付を受けていないごみステーションにおいて使用するものであること。
- (3) 令和 5 年 7 月 27 日以降にネットボックスを購入したものであること。

(補助金の額)

第 3 条 補助金の額は、ネットボックスの購入金額 (消費税、送料、ポイント等による支払い額を除く。) の 2 分の 1 に相当する額 (100 円未満は切り捨て。) とし、予算の範囲内で補助する。ただし、補助限度額は、ごみステーション 1 箇所につき、20,000 円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、ごみ収集ネットボックス購入費補助金交付申請書 (第 1 号様式) に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 購入したネットボックスについての領収書又

は支払いの事実が確認できる書類

(2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第5条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請を受けたときは、これを審査し、交付の適否についてごみ収集ネットボックス購入費補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、ごみ収集ネットボックス購入費補助金交付請求書(第3号様式)に、ごみ収集ネットボックス購入費補助金交付決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 当該補助金の交付決定を受けた者が、この要綱に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により当該補助金の交付を受けたとき。

(財産処分の制限)

第8条 規則第15条ただし書に規定する市長が定める期間は5年とする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月27日から施行する

《 MEMO 》



清掃行政の概要
(令和6年度報告)

発	行	令和8年3月
		綾瀬市市民環境部リサイクルプラザ
		〒252 1124 綾瀬市吉岡1643番地1
